

文化の時代研究グループ
報 告 書

昭和55年7月11日

政 策 研 究 会
文化の時代研究グループ

時代は急速に変貌しています。そして、長く苦しかった試練を経て、ようやく黎明が訪れてきました。あたりはまだ闇でも、頭をあげて前をみれば、未来からの光がさしこんでいます。後をむいて立ちすくむより、進んでその光を迎え入れようではありませんか。

選択は、慎重で聡明でなければなりません。私は、みなさんの選択が必ずや時代をひらく鍵となることを、確信いたします。

私は、ゆるがない日本を築くことに全力をあげる決意であります。

この大事業が私の世代に完成することがなくとも、私は、次の世代が力強く引き継いでくれることを信じております。

大 平 正 芳

(「政策要綱資料」より)

昭和55年7月11日

内閣総理大臣臨時代理 伊 東 正 義 殿
国 務 大 臣

文化の時代研究グループは、昭和54年4月9日に大平内閣総理大臣の委嘱を受けて発足して以来、日本の文化政策のあり方について検討を行ってきましたが、このたび報告をとりまとめましたので、ここに報告書を提出いたしますとともに、僅んで故大平総理の御冥福をお祈りいたします。

政策研究会・文化の時代研究グループ

議 長

山本書店主

山 本 七 平

政策研究員・幹事

演出家

浅 利 慶 太

大阪大学教授

山 崎 正 和

政策研究員

大阪大学教授

上 田 篤

作詞・作曲家

小 椋 佳

日本長期信用銀行参与

日 下 公 人

東京大学教授

公 文 俊 平

建築家

黒 川 紀 章

学習院大学教授

香 山 健 一

作 家

小 松 左 京

作家	曾野綾子
東京大学教授	高階秀爾
東京大学教授	竹内啓
成蹊大学教授	竹内靖雄
作曲家	團伊玖磨
東京大学教授	芳賀徹
イラストレーター	真鍋博
東京工業大学教授	八木誠一
文部省大学局視学官	青柳徹
国税庁調査査察部長・前大蔵省大臣 官房調査企画課長	岸田俊輔
労働省職業安定局庶務課長	齋藤邦彦
通商産業省生活産業局紙業課長	佐藤剛男
法務省大臣官房秘書課長	千種秀夫
日本銀行大分支店長	南原晃
在フランス日本国大使館公使・前外 務省経済協力局外務参事官	西山健彦
政策研究員・書記	
外務大臣秘書官	安藤裕康
大蔵省主税局税制第一課課長補佐	尾原栄夫

なお、当研究グループの検討および本報告書の作成に当たっては、各省庁や内閣総理大臣補佐官室など多くの方々から、情報、資料の提供など多大の御協力をいただいたことを、付記します。

総論 文化の時代の到来

- (1) いずれの文化であれ、自己の文化を持つがゆえに「文化」である。いずれの国であれ、長い歴史的過程を経て形成された自己の伝統的文化を持ち、その蓄積の上に外来文化を受容し、それによって活性化され、新しい文化を生み出してきた。
- (2) 日本では明治以来、あらゆる面で自己を後進、低水準と規定し、西欧先進工業国をモデルとして、西欧化、近代化、工業化を推進してきた。それも一つの時代の要請であり、それは確かに成果を挙げた。しかしいまや、将来のよりよき状態を求めて、新しい要請（「文化の要請」）が起きている。
- (3) この明治以来の自己の文化を否定的に見、外国の文化をあるべき模範と見る傾向、いいかえればこの自己の文化を意識的に把握し、自己の規範の根源を明確にすることを怠る態度は、
 - (i) 自らの文化への対応を不可能にし、文化に関する政策を持たない
 - (ii) 自己と相手の違いを把握して外国に自己を説明し、相互理解をはかることを不可能にするという状態をもたらした。
- (4) 明治以来のこの状態は、主として対外的劣等感から生まれている。そしてこの劣等感は、時にはそれを裏返した異常な独善的優越感ともなった。この全く相反するよう見える両者は、基本的には同根から出ている発想の表と裏にすぎず、日本文化の全面的否定(自信喪失・日本否定)にもなれば外国との連携を拒否する排外的姿勢(自信過剰・外国否定)

にもなった。

- (5) 近代以前は、商人が文化交流の担い手であった。現代においても、日本文化は主として商品という文化的所産を通じて外国に受容されており、日本は、文化政策なき時代の商人のみによる文化交流の時代から、ほとんど一歩も出ていない。
- (6) 今日、国の内外からこれらの解消が要請されている。「文化の時代の到来」は、以上のような明治以来の状態から脱却して、この「文化の要請」に応ずべき時代、また現に脱却しつつある時代の到来を意味する。
- (7) 文化の交流とそれによる自己の文化の把握、またそれに基づく文化の要請の顕在化が活発化すべきである。他と接することが自己把握・自己認識の契機であるという点では、個人も一国の文化も変りはない。

I わが国における文化の現状

1 経済と文化のかかわり

- (1) 経済と文化とは、一方が他方に優先したり、あるいは一方を追求するためには他方を犠牲にしなければならないような関係ではない。今後の成熟した経済の時代は、同時に質の高い文化の時代なのである。
- (2) 今日の成熟した市場経済の中で、多様で質の高い文化が豊かに生み出されている。しかし、そこでの文化の生産は、国民の短期的ニーズによって左右される。基礎的学問研究や新しい文化伝統の創造などのすべてを市場機能にゆだねることはできない。市場の外に、あるいは市場を補完する何等かの公的環境や手段が必要である。

2 行政と文化のかかわり

- (1) もとより文化の創造母体は国民であるが、それは行政が無為無策でいいことを意味しない。無作為は、むしろ文化を殺す無意識の作為である。
- (2) 行政の役割は、民間の文化創造のエネルギーを側面から支える副次的なものである。
 - (i) 法律、組織、制度など文化の基盤整備。
 - (ii) 民間活動の刺激、文化を活性化させる国民の気風の養成。
 - (iii) 自助の努力を基本としつつ、市場にゆだねておけない文化活動の保護、助成。
 - (iv) 民間で手がかけられない大規模な文化施設、文化活動や文化サービスの供給。マクロ的、長期的な措置。
- (3) 文化は、行政が本質的に持つ平等・画一性になじまない。恣意を避けながらも、すぐれた少数派が大勢に押しつぶされないような配慮が必要である。

3 教育と文化

- (1) わが国の教育は、国民の文化水準の向上に大きく貢献した。しかし、教育の重点は「有用な知識、技術の修得」におかれ、文化面は軽視された。文化に対する理解と尊敬、実益を離れた文化への献身を、教育の重要目的に加えなければならない。
- (2) 学術研究における実利主義の偏重、芸術の軽視も是正されるべきである。基礎と応用、人文科学と自然科学などの間にバランスのとれた発展を図ることが大切である。
- (3) 教育その他国の政策の中で、文化の担い手の養成が重視され、強化さ

れなければならない。

4 地域と文化

日本では歴史的に地方の自主性が強く、安定していた。高度成長の結果経済的な均質化は進んだが、文化面の地域格差は大きのまま放置された。地域における文化ニーズの高まりに応える施策の充実が急がれている。

5 国際社会と文化

- (1) 人類の歴史は諸地域間の文化・文明の交流の歴史であり、文化は交流によってこそ生々発展する。
- (2) 諸国間の相互依存関係の安定のために、文化交流による相互認識と信頼が重要である。
- (3) 経済摩擦への応急手当てとしてではなく、威丈高な文化帝国主義になることもなく、相手国民の理解を深め、また逆照射によって自らの正体をも発見していくような、そういう文化交流を活発に展開しなければならない。

Ⅱ 今後の対応の方向—現行文化行政の見直し

1 制度面の改善

- (1) 文化振興の法的基盤として「文化振興法」を制定するとともに、地域文化の振興を促すため地方自治法について必要な改正を加える必要がある。
- (2) 明治以来の教育優先の考え方の下で、文化行政はいわば教育行政の一部であるにとどまっている。教育と文化の間の予算の顕著なアンバランスも、今後は正されなければならない。地方の文化行政機関も往々にして弱体であり、知事・市町村長の下に、教育委員会と協力しつつ地域文化行政を推進する新しい組織をつくる必要がある。
- (3) 文化行政には民間の柔軟な感覚や思考の活用を重視すべきである。文化人からなる委員会の設置、文化人の行政官への任命などを検討するとともに、従来の注目すべき例にもかながみ、美術館、博物館などの文化施設の長に民間人をあてることを積極的に推進することが望ましい。
- (4) 文化振興の核として、政府と民間双方の出資による「文化振興会」を設置し、文化振興の具体的業務を実施させることを検討すべきである。

2 税制・予算面の拡充

- (1) 財政再建が軌道に乗ったあかつきの問題として、文化においても、教育関係におけると同等の税制上の優遇措置を講ずべきである。
- (2) 今後長期計画の下で、文化関係予算の大幅な増額（近い将来に予算総額の0.5%程度まで）を行っていくべきである。

同時に、定まった枠の中での予算の合理的かつ効果的な運用が必要である。

- (i) 総花的バラまきを避け、援助は個々のプロジェクトに対して行うことを基本とし、団体に対する補助金はこの際見直し、固定的・画一的な助成は控える。
- (ii) 施設の効果的な活用、人材の養成などソフト面を重視する。
- (iii) 補助金については、対象たる文化にふさわしく、柔軟な運用を行う。

3 各省庁行政の文化的活性化

- (1) 文化振興の強化のためには、関係省庁の文化に対する姿勢の転換と真剣な取り組みが強く望まれる。
- (2) 各省庁は、自らの行政の文化に関係する側面に十分な配慮を払う必要がある。
- (3) 公務員が文化を尊重する考え方に発想を転換する必要がある。このため、人文科学専攻者の採用増加（公務員試験の改善）、文化研修の導入などを検討すべきである。
- (4) 各省庁の文化面の施策を総合的に調整し、長期的・総合的観点から文化振興戦略を策定する中枢機関として機能するような体制づくりを長期的に検討することが望ましい。
- (5) 放送事業において、番組内容のいっそうの多様化努力が望まれる。

4 民間の活動に対する顕彰

- (1) 公的な機関や文化施設に寄付者の名を冠した「基金」や「コーナー」などを認める措置も必要である。

- (2) 文化創造とその支援活動を広く励ますため、新しい顕彰制度を設ける。

5 地方における文化の振興

次のような措置が必要である。

- (1) 住民の多様な文化活動圏を基礎にした諸施策の推進。
- (2) 知事や市町村長による文化の重要性の認識と積極的な取り組み。文化人による諮問機関の設置。
- (3) 文化施設の運営における利用者の立場に立った配慮。公共施設の建設に当たり、すぐれた設計・デザインによる地域文化水準の先導。
- (4) 人口の少ない市町村に対する文化事業の巡回の促進。地域文化活動のための学校施設の開放。
- (5) 各地の文化施設が保有する文化財の相互貸借の仕組みなど、交流の促進。
- (6) 国体方式にならった地方文化・芸術祭の開催。

6 国際文化交流

次のような措置が必要である。

- (1) 関係諸機関の協議による文化交流戦略の確立。
- (2) 文化交流予算の飛躍的拡大。
- (3) 文化広報センター、日本文化会館などの在外拠点の拡充。
- (4) 相手国文化のわが国への紹介や第3国間の交流への協力。
- (5) 留学生など訪日者に対する帰国後の物心両面の援助。
- (6) 開発途上国の文化発展努力に対する「文化協力」。
- (7) 海外で交流に従事する専門家の身分保障。

(8) わが国の社会や諸制度の国際化。国際交流基金の地方支所の設置。

目 次

総 論 文化の時代の到来	17
1 文化の要請	17
2 文化受容の二面性（アンビバレンス）	20
3 商人による文化交流	23
4 自己の文化の把握	26
5 文化の淘汰と跛行現象	28
6 宗教的規範と文化	31
7 政府の文化的活性化	32
第1章 わが国における文化の現状	37
第1節 経済と文化のかかわり	37
1 経済と文化	37
2 高度成長の成果	40
3 市場システムと文化	42
4 市場の限界と政府の役割	44
第2節 行政と文化のかかわり	46
1 文化とパトロネージ	46
2 行政の役割	47
3 教育偏重の文化政策	49
4 行政の平等主義と文化	49
第3節 教育と文化	51
1 教育と文化	51

2.	学術と文化	54
3	文化の担い手の養成	56
4	生涯教育と文化	58
第4節	地域と文化	60
1	地域社会の伝統	60
2	江戸時代の文化政策	60
3	地域の文化ニーズへの対応	61
第5節	国際社会と文化	63
1	文化の移動	63
2	文化の交流と発展	64
3	相互依存の時代	65
4	文化交流への責務	66
第2章	今後の対応の方向—現行文化行政の見直し	69
1	制度面の改善	69
(1)	法制の整備	69
(2)	組織の整備	70
2	税制・予算面の拡充	72
3	各省庁行政の文化的活性化	75
4	民間の活動に対する顕彰	77
5	地方における文化の振興	78
6	国際文化交流	80

総論 文化の時代の到来

1 文化の要請

故大平首相の「文化の時代」という提唱は、政権の交代にかかわらず生き続けるであろう。というのは、各時代には各時代の要請があり、日本はいま、国内的にも国際的にも、「文化」が要請される時代となったと思われるからである。

「文化が要請される」——それは具体的にはどのような意味なのであるうか。

過去において、西欧化、近代化、工業化、経済成長などが強く要請された時代があった。もちろんそれらも、広義に解すれば、それぞれが新しい文化の要請であったことは否定できず、工業化と文化、あるいは経済成長と文化は決して対立する概念ではない。

しかしそれらは、それぞれの要請の内容が明らかであり、要請された目標も明白であった点が、「文化の要請」とは異なる。西欧化には西欧というモデルがあり、工業化には先進工業国というモデルがあった。また経済

成長には、諸外国の経済的水準という明確な目標があった。これらはすべて、明治以来、あらゆる面で自己を後進・低水準と規定し、先進・高水準に追いつこうとする時代の要請から生まれたものであり、到達方法に議論はあり得ても、目標には議論はあり得なかった。

この点で、「文化の要請」と明治以降の上述のような時代々々の要請とは、基本的に異なる。というのは以上の行き方は、自己の伝統文化を否定もしくは無視して、目標を他に求めるという行き方だが、文化の要請とは、形成された現代の総合的日本文化が、新しい状態もしくは将来のよりよき状態を求めて何を要請し、その要請にいかに対応するかという問題だからである。

特に明治以来、日本はこの発想に乏しかった。明治は徳川時代を「闇」、明治を「夜明け」と規定し、前者を全面的に否定することはあっても、徳川時代に形成された日本文化が、明治という新しい時代に対応して何を要請しているのか、というようには考えなかった。明治の成功はこの影響を非常に強く後代に残し、この傾向は戦争直後の戦前の全面的否定にもあり、またある面では現代の論調にも見られる。すなわち戦後30余年の否定、また経済成長の全面的否定がそれである。

明治以来のこの状態は、主として対外的劣等感から生まれている。そしてこの劣等感は、時にはそれを裏返した異常な独善的優越感ともなった。両者は基本的には同じであり、これは日本文化の全面的否定にもなれば、万邦無比または特別国家という形にもなり、また他国との対比と連携を拒否する排外的姿勢、「わが国独自の」の一方的主張にもなった。この両面は形を変えて戦後にも継承され、それは異文化との相互連関や対話の拒否、自己の文化的蓄積の否定という形になって現われている。

以上のことは、文化の要請という発想を不可能にするとともに、関連する二つの問題を提起する。たとえ過去を否定して「忘却の民」となっても、日本人が自己の伝統的文化の下に生き、その文化的規範の下で生きているという現実是否定できない。そして前記のような否定は、それを意識的に自ら把握してこれに対応することを妨げる。これが、新しい情勢に対応して文化が何を要請しているかの把握を不可能にする。と同時にこのことは、自己の文化とその文化の下における規範を外国に説明して相互理解をはかることを不可能にする。

「文化の要請」は、明治以来のこの状態からの脱却を前提とし、「文化の時代の到来」とは、以上の状態から脱却すべき時代、また現に脱却しつつある時代の到来を意味する。そして「文化の時代」研究グループは、政策研究会の一環として以上の認識に立ち、国民、政府、官庁が「文化の要請」にいかに対応すべきかを討論してきた。

だが、政府が文化に関与することに、ある種の危惧があることは否定できない。これもまた現代の文化的状況の一つであり、まずこれに対することが、文化の要請への対応であろう。われわれはこの問題について次のように考える。

現代の日本は、伝統的な日本文化の所産であり、「文化の要請」に対応することは、この自己の総体的文化の再把握を前提とする。このことは、なんぴとも否定し得ない事実だが、この前提を明白にし、政府がこれに積極的に対応することに対して、上述の危惧に基づく誤解があることも否定し得ない。これもまた歴史の所産であるがゆえに、この点から上述のことを、もう一度、振り返ってみよう。

2 文化受容の二面性（アンビバレンス）

明治以降、日本は総体的に見れば、自国文化の否定をバネとして、いいかえれば「日本はダメな国である」という自己認識を動機として、西欧化、近代化、工業化を推進してきた。それは確かに成果をあげた。だが、自己を否定的に見、外国の文化をあるべき状態と見るという傾向は、明治に始まったものではなく徳川時代にもあり、さらに遡れば律令時代にもあるのであって、それ自体が日本文化の一つの特徴であった。

この伝統は消えず、そのため西欧化、近代化、工業化という目的が達成され、またされた人びとが考える現代において、共産圏、イスラム圏あるいは第三世界の文化を自己のあるべき状態と考へて、現代の日本を全面的に否定的に見る見方があり、そう見ることが進歩の前提であるという考へ方があって当然であろう。

この見方は、自己のもつ現代の総合的文化の否定を前提とするがゆえに戦後30余年に到達した所産を肯定的に、いいかえればあるがままに認めてそのように形成された文化が何を要請するかという発想を一種の反動と見て不思議ではない。

と同時に、自己の文化の肯定的把握は、戦争中に猖獗をきわめた自己絶対的な独善的・排外的な万邦無比的な行き方を連想させ、その記憶が危惧となっているのであろう。

しかし明治以降の言論史を調べると、以上の全く相反するように見える両極、すなわち「日本はダメ」と「日本は絶対」とが、実は同根から出ている発想の表と裏にすぎないことをわれわれは発見する。この^{アンビバレンス}二面性が歴史的所産であり、いまなお根強く残っていることは、海外駐在の日本人が、

自信過剰現地否定型と自信喪失日本否定型の両極になるという調査にも現われている。これもまた現代の文化的状況の一つであるがゆえに、まずこのことに対応することが、「文化の要請」であろう。そこで以下に、この問題について少し詳しく触れておきたい。

以上のことは、日本に極端に表われているように見えるが、長い歴史の尺度を使えば、何も日本独特の現象ではなく、あらゆる文化に見られる一現象である。いずれの国であれ、自己の伝統的文化は外来文化の摂取によって活性化され、それによって新しい文化を生み出すとともに、常にそこに相克があった。たとえば、極めて伝統的に見える中国文化でも、朱子学は、吉川幸次郎氏の評によれば「陽には儒であり陰には仏である面もたしかにもつ」のであり、またこの中国思想が西欧に与えた影響を、誇り高き西欧も否定していない。

その西欧文化も、母体であるローマ文化は「翻訳文化」とも規定されている。事実彼らは公用語としてギリシア語を用い、また東方の文化、思想、宗教を活発に受容し、最終的にはキリスト教を受容して新しい文化を創設した。このキリスト教の母体となったヘブライ文化は、極めて排他的な独自の文化のように想像されるが、オリエントの諸文化を活発に受容し、またヘレニズム文化の影響も受け、自国語でなくギリシア語で著作した一時代もある。そしてこの受容が、その文化のローマ圏での受容を可能にしている。その意味で受容は、時間的なズレがあるとはいえ決して一方的ではなく、相互的であって、日本の将来も例外ではないと思われる。

以上の東と西の一例は、いずれの文化であれ、それぞれが長い歴史的過程を経て形成された伝統文化を持ち、その文化的蓄積の上にさらに外来文化を受容し、それによって活性化され、新しい文化を形成して継続してき

たことを示している。このことは決して、俗にいう「何々化」ではない。

「陽儒陰仏」は中国の「インド化」を意味せず、ギリシア語時代はヘブライ文化の「ギリシア化」を意味せず、徳川の漢文時代も明治以降の英語時代も日本の「中国化」「イギリス化」もしくは「西欧化」を意味してはいない。

いずれの文化であれ、自己の伝統文化を持つがゆえに「文化」であり、同時にこの文化は過去においても現代においても、相互的な受容の過程を経て発展してきた。受容なき文化には発展はない。この点において日本は決して独特でも例外でもなく、他の国々と同様、地球の文化の一環をなしている。

しかし日本の受容は相互受容でなく、一方的受容のみであったという点に日本の独自性を見る者もある。上述の二面性はこの見方にも原因があるであろう。すなわち「一方的」に重点を置けば自信喪失日本否定的傾向になり、独自に重点を置けば自信過剰現地否定的傾向になるであろう。しかし一方的受容、もしくは一時期の一方的受容もまだ日本の特色ではなく、いずれの文化にもあり、かつあった現象である。中国はインド文化（仏教）もイスラム文化（回教）も受容したが、中東もインドも中国文化を直接に受容したとはいえない。また西欧もある時期までは一方的受容のみであった。相互受容は決して同時相互ではなく、直接的相互でもない。従ってある一時期に日本文化からの直接的受容が外国に起らなかったことは、日本文化の特異性でもなければ否定的要素でもない。

というのは文化の受容は受容する側の意志による。なぜ受容しようとするかは後述するとして、独善的・排他的な自国文化の一方的押しつけは、それを軍事的に行おうと経済的に行おうと意味を持たず、それが逆効果になった例は世界史に決して少なくないことをまず指摘しておこう。というのは、太平洋戦争中に日本もこれを占領地で行い、戦後30余年を経てもそ

れが尾を引いているからである。この逆効果は、相互受容どころか拒否反応を生み、相互理解さえ不可能にしてしまう。従ってわれわれは、受容はあくまでも相手の意志であることを確認しつつ、文化の交流と相互理解をあらゆる面で積極的に行うべきであると考えよう。

3 商人による文化交流

ここでわれわれは、上述の明治以降の傾向より生じた二つの問題につきあたる。まず(1)紹介し、交流すべき日本文化をどのように自ら把握し、(2)どのような方法で相手に伝えるかである。これは国内的また国際的に、「文化の要請」にいかに応えるかという点では基本的には一つであり、(2)の要請は(1)を要請し、(1)に対応しない限り、(2)の方法をみつけることはできない。従ってこの問題は「文化の時代」の基本にかかわる問題と思われるので、まずこれを取り上げ、この面から問題の全体を眺めてみたいと思う。

「文化の交流」といえば、以上の問題点を抜きにして、すぐ「政府は…」「予算は……」という発想になるのは、明治以来の政府主導という伝統と、諸外国政府の活発な文化的活動との対比から、当然に出てくる発想であろう。この点、例えば防衛費についてはGNPの何パーセントが妥当かが活発に論じられながら、これより桁はずれに低い文化関係費が話題にすならない状態は確かに異常である。従ってこの声が出てくるのは当然だが、まずそれ以前を検討しよう。

各国政府が文化交流を積極的に進めるようになったのは近代のことで、

過去においてはいずれの国もこの点では無関心であった。しかしその時代でも文化の交流も受容もあったのであり、その担い手は面白いことに商人であった。例えばインドネシア、マレーシアにおけるイスラム教の受容は主としてアラブの商人によってひき起され、また徳川時代におけるオランダ文化、中国文化、韓国文化の受容も、商人もしくは商行為を媒介として行われた。

この状態は現代でも基本的には変わらない。商品とは文化の所産であり、その受容は文化の受容である。現代の状況は、外来文化の受容によって活性化し、自己の文化的蓄積をさらに豊富にした日本の文化を、彼らが商品の形で受容していることであり、このこと自体が一つの文化の交流である。そして交代の相互受容は、受容者側の意志によるとはいえ、そこには必ず摩擦と相克を生ずる。現在の摩擦も決して経済摩擦でなく文化摩擦と考えるべきである。というのは、日本の商品という文化的所産が受容に値しない物ならば、この摩擦は、はじめから生じないからである。

以上の見方は、われわれの日本文化への見方と関連する。日本文化、特に日本の伝統文化といった場合、すぐに茶の湯、生花、歌舞伎などが連想され、文化交流といえはすぐそれらの輸出かせいぜい日本映画の輸出と思う人もいる。そういう人は「商品の輸出は文化の輸出である」という言葉を聞いた途端に「では車の輸出も日本文化の輸出なのか」と問うであろう。

このことは「現代の日本文化」の把握に混乱があることを示しているので、その点を明確にしておきたい。というのはこれを明確にしないかぎり、「文化の要請」への正しい対応は不可能になるからである。

車を例にとれば、これはドイツ人ダイムラーの創作にかかるといわれるが、それを受容した国々が、それぞれの文化に基づく車を創作し、それは

その国々の文化の所産なのである。すなわちイギリスは手造りのロールス・ロイスを、アメリカは大量生産方式の大型車を、またフランス、イタリアもそれぞれの車を生み出した。この場合、たとえばロールス・ロイスを購入することは、イギリスの文化の所産を購入していることであり、イギリスにとっては、商品ロールス・ロイスの輸出はその文化の輸出である。同じことは日本の車にもいえ、日本車という商品の輸出は日本文化の輸出であり、このことは各国の映画、電子機器、ファッションからプラントその他についてもいえる。そしてそれらの受容は文化の受容である。

「文化の要請」という場合、われわれはそれらを生み出した現代の日本の総合的な文化を意味しても、前述のような「俗にいう狭い意味の日本の伝統文化」を意味していない。そのように限定すれば、現代の「文化の要請」に正しく対応できなくなるからである。

以上のように考えれば、過去と同じように貿易は文化交流であり、商品という文化の所産の受容は文化の受容である。そしてこの受容は常にそれを産出する文化への強い関心を生み、それを通じてその文化の受容を可能にする。このことは幕末から明治にかけての自らの歴史を振り返り、例えば島津斎彬のような先覚者の行き方を見れば明らかであろう。この際その国が、相手の商品の受容を当然としながらも、それを産出した自己の文化の紹介を拒み、その点での交流を拒否して閉鎖的になるならば、不信・摩擦・反発となって当然であろう。

4 自己の文化の把握

この点で現代の日本は、文化政策なき時代の、商人のみによる文化交流の時代から、殆ど一步も出ていないといえる。その点に目をつぶって、商人＝商社を批判しても意味をなさない。では日本は、商品による交流以外は、極端に閉鎖的なのであろうか。決してそうではないし、それは必ずしも鎖国の伝統に由来するともいえない。というのは、開国直後の日本人の方が外国人には理解しやすかったからである。これは自己の伝統的文化を意識的に把握し、自己の規範の根源を明確にしているがゆえに、相手との違いを把握して、自己を相手に説明できたからである。

自己の文化を自ら把握していないことは、さまざまな誤解をも生み出す。グレゴリー・クラーク氏はかつて次のような趣旨のことをいわれた。はじめて日本に来たとき、日本が理解できたと思った。次に韓国と中国に行ったが、はじめは両国とも理解できなかった。しかし、しばらくたつうちに両国と自国との違いが明確にわかり、それによって相手を理解することができた。そして再び日本に来たが、そのときには逆に、日本が全くわからなくなった。いわば日本は、理解という錯覚からやがてそれが誤解とわかり、同時にわからなくなるが、韓国や中国は理解不能という錯覚から誤解へ、それを越えて理解に達するということである。

これは明治以降の、そして戦後特に強かった日本文化の否定と、外国を模範とするという態度に基づいているであろう。すなわちクラーク氏が受けたのはまずその模範に則した応答すなわち模範答案であり、次に知ったのは日本人の文化的な規範が決して模範答案通りではないという事実であり、そこでその説明を求めても、日本人はそれに答えない。そこで理解で

きなくなったということなのである。

これはある面では「タテマエ」と「ホンネ」という形にも表われ、日本人の閉鎖性・偽善性と誤解される。しかしその実態はむしろ、日本人自らが、自己の文化とそれに基づく自らの規範を把握していないという点にあるであろう。そしてそのことが、自らの文化への対応をも不可能にしており、文化政策というべきものがなかった理由であろう。

この点の解消こそ、国内・国外からの「文化の要請」である。もちろんこのことは、最近多くの識者の指摘するところであり、そのこと自体が、「文化の時代」の到来といえる。このことの解消は、もちろん政府のみによってなし得るわけではなく、国民的課題である。従ってここではその解消論の詳細を展開することはやめ、その間にあって政府は何をすべきか、何をすべきでないか、へと進みたいと思う。

問題の細部は各章に譲るとして、全体的な考え方を次に記そう。

戦時中の文化統制の苦い経験は、政府は一切文化にタッチすべきではないといった考え方も生んだ。この考え方にはまた文化は政府や庶民などに関係のない高尚な“文化人”だけがタッチすべきものだといった考え方もあったであろう。しかし皮肉なことに、そう考え得る人びとを生み出したのは、明治以降の政府による強力な文化政策であった。すなわち政府による大学・研究所の設置と強力な助成、義務教育の実施その他が、文化の基礎すなわち学術文化を育成してきたことは否定できない。学術は文化の基礎であり、その重要性はもちろん現在も未来も変りはない。だが明治以降の行き方は、当然のことながら、近代化、西欧化、工業化という要請に応じたもので、そのため一部が捨象され、また予算の配分その他で一部人文科学の軽視となり、それが現在まで続いていることも否定できない。また

このことは、外国語の習得を義務づけながらも、日本語を積極的に外国に普及させるという発想を生まなかった。現在では「発想もない」とはいえないであろうが、現代の文化的情况に正しく対応しているとは思えない。

この点外国のある大学が、人文科学のみで、その学生の3分の1が留学生、その留学生に自国語と自国文化の学習を義務づけているのと相当な違いである。日本にたとえれば「日本学」ともいべき概説的地域学があり、歴史・地理・風土的特色・動植物・古典文学・伝統文化の全般にわたる相当高度な学習を義務づけ、それを習得してから各々の専門に向うという方式である。

過去においては、このような要請は国内的にも国際的にも殆どなかったといえる。しかし交流は商品輸出のみで他は閉鎖的といわれる状態を打破し、それぞれの国および文化圏に住む人の中に日本の理解者を育成することは、文化摩擦解消には不可欠であり、そういった人材は企業の側からも要請されよう。と同時にそれら外国人と共に学ぶことは、日本の学生にとっては、外国の文化を知り、同時に自国文化の再把握の契機ともなり得るであろう。

以上は一例だが、これもまた「文化の要請」であり、政府はこれに積極的に対応すべきである。

5 文化の淘汰と跛行現象

では以上のようなケースとは違って、政府がタッチすべきでないのは、どの部分であろうか。それは原則として、文化的淘汰にまかすべき部分で

ある。文化交流の基本が商品文化であるということは、国内が市場文化の時代、文化が産業である時代をも意味する。このことはまた文化の担い手が大衆であり購買者であることを意味する。過去においても文化は常にそれを保護育成する強力なパトロンを持っていた。それは時には王侯貴族、富商、また国家であったが、現代では中間意識を持つ大衆が、購入し消費することによって、保護育成の役割を果たしている。

この面では政府は、介入する必要はないし、統制をする必要もない。また政府は、市場性のある文化と競合する文化政策をとる必要もない。例えばすでに採算にのっている文化施設と競合する施設を、政府や自治体が建設し、それを維持するため生ずる赤字を負担する無駄は非文化的というべきである。また、すでに補助金を得るために存続しているような、活性を失った団体は、文化的淘汰にまかすべきである。従ってこれらはすべて、政府が触れるべからざる部分に入るのである。

しかし、この市場文化という新しい情況は、欠陥なき理想的状態にあるわけではない。その一つは、高度の価値を持ちながら、市場性なきが故に消滅する文化を生ずるからである。もちろん、ある文化の興隆はある文化を消滅させ、それは確かに文化的淘汰といえる現象だが、しかし、市場性なきこと即淘汰さるべき無価値な文化とはいえない点に問題がある。だがここで政府がいかなる役割を担うべきかは各論にゆずり、第2の問題へ進む。

市場文化とは一面では大衆の文化的要請に応じた大衆文化であり、その低俗化は「1億総白痴化」といった言葉で、過去においてもしばしば批判されてきた。文化的淘汰は逆淘汰をも生むという一面は否定し得ず、この現象を歓迎する者はいないであろう。しかしこれは、一にその文化の担い

手の文化的水準の問題であり、その向上以外には基本的解決はないであろう。

徳川時代から明治にかけて「歌舞音曲に近づくなかれ」式の教育的伝統はきわめて強く、演劇・舞踊等は無視され、音楽は無視されなかったとはいえ、重視されたとはいえない。これは教育の受け手の側の意識にも問題があったであろう。この点日本は西欧と異なり、多くの人の文化的感受性に跛行的現象が見られることも事実である。いわば一方において高度の知識を持ちながら、他方において低俗な文化の提供を喜ぶといった現象である。教育における上記の状態は、各論に記されているように、教育委員会があっても、それぞれの地域の文化振興を担う組織は弱体であり、教育基本法、スポーツ振興法はあっても、文化基本法も文化振興法もないという面に表われている。いわば一国の文化政策の基本であるべき法律そのものが存在しないわけであり、従って、「低俗」の評に表われている諸問題の解決はこの点に求められるべきであろう。これもまた「文化の要請」である。

市場文化は現在では多くの国に存在する。従って日本の市場文化は、映画、演劇、翻訳出版、複製などを通じて世界に流通し得るし、現に流通してその一方的受容の時代は一部ではすでに終り、一部では終りに近づきつつある。またそれらを組織し機能させるノウハウもまた製品同様の文化であり、これもまた相互受容の段階に入りつつある。外国で市場を機能させているのは多くはユダヤ人であり、彼らは典型的な商業民族と思われているが、現状は逆で、イスラエルの商社が日本方式を積極的に取り入れて現地で話題となっている。この相互受容は全般的・世界的といえる状態に近づきつつあり、市場文化のすべてに広がっていき、国境を越えて文化の相互的パトロネージが現出し、これもまたさまざまな面で相互理解を深めていくであろう。

6 宗教的規範と文化

しかし、ここにまた対応すべき文化的要請があると思われる。それは市場性を持たない宗教の相互の理解であり、この市場性を持たないことが、過去においてしばしば偏見と猜疑を生み出したからである。宗教は市場を通じて相互に購入できる対象ではない。また日本人は決して宗教的偏見を持たない民族ではない。しかし宗教は国によっては文化そのものを意味し宗教圏即文化圏はむしろ通例で、この点では日本は例外といい得る。日本人には、自己の国境の外に聖地または聖所があるという伝統文化はないし、それが国境を越えた相互理解と連帯の基本となっているという状態にもない。この点は、日本文化の特色であろう。

イスラム圏諸国は、対立・矛盾・衝突を内包しつつ宗教的連帯感を持ちECとアメリカの結束には共通のキリスト教文化という基盤がある。そしてこれらに接したとき、一種の疎外感を抱く人は決して少なくない。またこれらの国々では自己の文化、法、個人的規範の源泉を宗教に求めており、無宗教という言葉はしばしば無規範の意味にとられる。これは多くの人が外国で経験した現実であろう。しかし日本人は決して無規範な民族ではなく、時としては、多くの宗教圏より厳格な文化的規範を持っており、それが「世界で最も安全な国日本」を現出している。これもまた日本文化の誇るべき所産であることは否定できない。しかしそれであるがゆえに、文化的に対応すべき問題があるであろう。

世界の多くの宗教分布図は日本を仏教圏に入れているが、多くの人が自己を無宗教と規定し、また自己の規範の源泉を仏教はもとよりいかなる宗教にも置いていないのは事実である。それは広い意味の法源を聖典に求め

る文化と基本的に違う。この規範の非宗教化は徳川時代の儒教の影響に始まり、聖人君子といった模範型に規範の原型を求めても、宗教ないしは宗教的信条にそれを求めないという生き方となり、明治の排仏毀釈はさらにこれを推し進める結果となった。

戦前から日本の国立大学は非宗教化されており、戦後はさらにこれが徹底した。この点で戦後の状況は徳川時代からの伝統の完成である。われわれはこの自己の伝統を再把握するとともに、宗教圏ないしは宗教に基礎を置く文化圏にいかに対応し、どのように相互理解を深めるかの方法を発見しなければならない。この面に、市場文化のような相互受容の自動性を求めることは不可能である。

明治以来、政府も国民もこの点には無関心であり、戦後はさらにこれが徹底した。もちろん政教分離の原則は厳格に守られねばならず、政府は各人の宗教的信仰にタッチすべきではない。だがこのことは、仏教・キリスト教の対話、仏教・イスラム教の対話などが試みられた場合、日本がその場所と便宜を提供してはならないということではあるまい。広大な宗教圏とその地における聖職者の社会的影響力を考える際、以上のことは文化政策の一環として考うべき問題であろう。

7 政府の文化的活性化

もちろん文化の交流による一種の「逆照射」と、それによる自己の文化の把握、またそれに基づく文化の要請の顕在化は、ただに宗教のみでなく、市場性なき文化のあらゆる面で活発に行われるべきである。他と接すること

が自己把握・自己認識の契機であるという点では、個人も一国の文化も変りはない。

以上のような提言に対して必ず返ってくるのが「予算がない」という応答である。まして現在のような財政困難な時代には、趣旨には賛成だが財源がないということになる。この点では、文化の要請という見方から財政の全般を考え直すべきだと思うが、その前にまず、次のことが考えられよう。

上述のような応答には、明治以来の政府主導という発想があると思う。しかし文化へのかかわり方は、必ずしも政府主導を必要としない。行政が画一的にならざるを得ないのは、いずれの国の政府も抱えている問題であろうが、平等主義の日本ではさらにこの傾向が強いであろう。しかし、文化活動とは元来が画一的なものではなく、「バラマキ」ははじめから意味をなさない。日本人である以上、日本文化に深く関心を持つのは当然といっても、各人は日本文化の全般に平均的、画一的に関心を持っているのではなく、各人がそれぞれその一部に強い関心を持ち、その総計が総体的に日本の文化を支えているのである。この意味では、文化活動また文化への関心は常に個別的なものである。従って政府はむしろ、それらを活性化するため、何をなすべきかを考えるべきである。

市場文化を支えている文化産業が、その文化に深い関心をもつのは、企業の存続と繁栄という面から当然のことといえる。今回ある企業が梅棹忠夫氏とともに「日本デザイン賞」を受けることになったが、受賞の対象となったのはその企業が行った服装展である。それは自己の産業に関連しているとはいえ立派な文化活動であり、このような企画をすべて税制面その他で配慮することは、画一的に徴税して画一的に配分するより、はるか

に有意義であることは否定できない。文化的活動に接する機会に恵まれない地方では、特にこれがいえるであろう。企業、地方諸団体、文化団体の文化的営為を背後から支えることを考えるべきである。

週休2日制や長期休暇も、やがてはすべての人の現実のものとなるであろう。これにいかに対応するかも「文化の要請」であり、各人の文化活動とその受容への配慮という面からも、文化的営為を背後から支える政策が望ましい。市場文化は、文化的遺産の大量消費という形になりやすい。大衆は単なる文化の消費者でなく、さまざまな意味の担い手であらねばならず、その創出には「ゆとり」と「遊び」の要素も不可欠だからである。

もちろん、以上に対する政府の対応には限界がある。天才的創造は政策で生み出すことはできない。それならば政府・自治体はすでに対応しているという見方もあるであろう。確かに政府および地方自治体は、文化施設の建設に割合に熱心であり、それはそれなりに「文化の要請」に応じたつもりであろうが、文化活動とはその施設の活性化であっても施設そのものではない。現に活性化されていない施設も多いという。従ってその活性化の契機ともなり得る上述のような対策こそ、文化の要請に対応しているであろう。

以上のことを要約すれば、一国の政府もまたその国の政治文化の所産であり、そのすべてが文化に対応しなければならない存在だということである。いわば法案の作成も、予算の編成も、通産・農林などの諸行政も文化に対応している。たとえば予算の編成一つでも、その予算が日本の文化にどのように影響するかは当然に配慮の中心であらねばならない。また外交は、外国文化への対応である。従って文化は決して文化庁のみが関与する問題ではない。残念ながら現在まで、政府・諸官庁ともに、自己の活動の

基本が文化であるという発想に乏しかったように思われる。いわば文化とは、行政とは別個に存在するもののように考えられていたのではないかと思われる節がある。

もちろん民間にもこれに似た傾向があったことは否定できないが、この点では政府・官庁の方が遅れているであろう。そして最初に記したように、それにはそれなりの理由があった。そして「文化の時代」の到来は、これまでの行き方と違って「文化の要請」に応ずる時代であり、以上のような点における発想の転換が、政府・官庁のすべてに望まれる。それをすることが、文化的伝統に立って、新しい要請に対応する第一歩であろう。

第1章 わが国における文化の現状

第1節 経済と文化のかかわり

1 経済と文化

1960年代からの高度成長の結果、日本はGNPや貿易の面で世界のほぼ10%を占める経済大国に躍進した。日本は「世界の工場」として全世界に日本の文化的所産である工業製品を輸出し、他方では世界中の文化生産物を集めながら、物質的には豊かな消費生活を享受しているのである。

もちろんそこにもまだ問題が残されている。例えば「衣」と「食」は十分すぎるほどに足りたが「住」の遅れがはなはだしいとか、公園など都市のオープン・スペースが絶対的に足りないとか、通勤ラッシュの問題とか、週休二日制や長期休暇があまり実現していないとか、一口にいえば、空間的、時間的な「ゆとり」に乏しく、フローの豊かさに比べてストックの貧困があまりにも目立っている、という問題の存在である。

こういったことも現在の経済的な「繁栄」が人々が抱えているさまざまな欲求の全面に応えるには役立っていないことを示しているが、もっと大きな問題は、経済と文化のかかわり合い、すなわち経済の成長が文化の発展にどのように、かつどの範囲で貢献できるのかということである。裏からいえば、現代社会において経済が占める比重がこれまでの各時代に比べて圧倒的に大きくなっている事実を前提にしながら、文化の発展は経済のメカニズムにどの程度依存できるのか、また経済にゆだねることができず、行政や民間でも非経済的な手だてが必要になる分野はなにか、ということである。ここで扱うのはこういった問題であるが、いずれにしても一つ確かなことは、世界の10分の1の規模をもつ経済大国日本はこの巨大な経済的蓄積を基盤に、これからはまた相当な比重をもつ「文化大国」にもなれる力をもっているし、またそうならなければならない、ということである。

このこと自体は、日本の経済がよくいわれるように、今後これまでのような高度成長を遂げることは最早不可能であり、いわゆる低成長に移行せざるを得ない場合でも、いえることである。成長率の鈍化は他の国々にも共通の現象であり、その中で相対的にいえば日本はより高い成長を維持し続けるであろう。次に低成長の背景となる資源・エネルギーや環境の制約は、これまでの生産拡張第一主義に代り、第三次産業や公共部門でもより分化的な分野への投資の比重を増加させざるを得ないであろう。これは労働力の配分についても同じである。また何よりも低成長のもとで人々の生活時間の設計も変化し、文化的な充足に対する欲求はむしろ高まっていくことになる。

このように考えれば、低成長のもとでも、むしろ低成長なるがゆえに

文化の発展の潜在的可能性はよりいっそう高まるのである。経済の高度成長が後にも述べるように文化発展の有力な基盤となったことは疑いないが、逆に、低成長のときはその果実の文化への配分も小さくなってよい、と考えるのは、文化を経済の附属物と扱う思考に出るものであり、正しくない。われわれは工業化至上主義、経済中心主義の段階をすでに70年代に卒業したのであり、今後の日本は成熟した市場社会にふさわしい「文化の時代」を生きていくことになるであろう。

ところで、従来経済と文化とは氷炭相容れぬ関係の典型の如く見られる傾向があった。経済、産業、市場、企業などといえば非文化的なものには反文化的なものの代表のように見られてきた。経済の領域で行動する「ホモ・エコノミクス」（経済人）は「効率のみを追求する怪物」視され、さらには「エコノミック・アニマル」と蔑視されたりした。そして文化とは無縁の「経済人」に対しては、逆に経済とは無縁の高級な「文化人」なる人種が想定されるという有様で、ここには経済と文化とをことさらに対立概念に仕立てようとする、いささか単純すぎる考え方が見られる。高度成長が人々を駆りたてていた時期には、経済的な豊かさの追求は文化的な充足に優先するものと割り切られるか、両者が同一であると盲信されるかであったが、高度成長の終りとともに、その反動で、経済成長の自然および文化破壊的な側面が極端に強調されるに至った。環境至上主義的反成長論および「スモール・イズ・ビューティフル」型反成長論がその例である。

しかし経済と文化とは本来一方が他方に優先すべきものではなく、また一方を追求するためには他方を犠牲にしなければならないような関係でもない。高度成長は経済的成功であると同時に大きな文化的達成の基

盤でもあったし、今後の成熟した経済の時代は同時に質の高い文化の時代でもあり得る可能性を秘めている。今後経済の文化産業化が進むであろうし、経済を媒体として文化的な充足もまた拡大していくであろう。このような姿こそ日本のような超先進市場社会の現実なのであり、文化についてのすべての施策も、この現実を前提として論じられなければならない。

「文化産業論」に代表されるこのような新しい見方は「文化人」からも「経済人」からも出てこなかったものであり、むしろ「経済生活人」とでも呼ぶべき人々の実感と観察からの発想に属する。専門家の意識には現実の変化からのズレや遅れが目立つのが常である。現実には多くの「イノベーター」型企業を先頭として経済の文化産業化が進み、消費者は単なる大量生産工業製品ではなく多様な文化生産物・文化サービスを購入し、消費したいと願っている。われわれはこうした経済と文化の相互浸透こそ高度成長がもたらしたもっとも重要な成果の一つであることを認めなければならない。

2 高度成長の成果

今日われわれが享受している高度成長の成果としては次のようなものがあげられる。

第一は、世界でも最高の部類の豊かな所得の実現である。勤労者世帯の平均所得水準は物価高を割り引いてもすでにヨーロッパのそれを上まわっており、日本独自の企業内福祉や租税負担の低さなどを考慮に入れ

ると、その差はさらに大きくなるであろう。この所得水準の下で人々は、いまや生活の質の高さを目指しており、これからの努力によって今日の平均的日本人は国際的に見て将来質的にも豊かな生活を享受し得る環境にあるとあってよい。

第二は、生活の安全度の高さである。日本は戦後35年間、国際的な武力紛争に巻き込まれず、平和を維持するとともに、世界でもっとも犯罪の少ない、安全な社会を実現している。また日本人の平均寿命は世界最高になり、個人に対する社会的な安全保障の仕組みもほぼ整備されており、いわゆる高度福祉社会の段階に到達している。この日本型の福祉社会も、今後高齢化を迎えて困難な問題に直面することが予想され、これまでの他の先進諸国とは違った「低負担・高福祉」の方式を維持することが次第に難しくなっているにしても、これまでの成功は高度成長の成果であると同時に日本型社会の優れた知恵^{クワン}とわが国の文化的伝統の結実を示すものであると見ることができる。

第三には、これまた先進国中でも進んでいる経済的平等化をあげなければならない。高度成長は豊かさとともに貧富の差の解消をもたらしたが、これは競争的な市場経済と平等化を追求する日本型民主主義との組合せが生み出した誇るべき成果の一つであるといってよいであろう。

第四は、以上の結果として、自分の生活程度を「中」すなわち「人並み」と自ら評価する「新中間層」^{ニュー・ミッドル・クラス}が国民の9割以上を占めるに至ったことである。今や日本人の圧倒的多数が「衣食足って」おり、多少の「恒産」もあり、したがって「恒心」もある「中流」意識の持主となっている。持家志向も高く、持家率は6割をこえている。この事実、「新中間層」が経済人すなわち経済ゲームの成熟したプレイヤーとなり得るこ

とを意味する。また「新中間層」は長年の国家的努力に基づく高等教育の大衆化により、教育の平均水準の上昇とあいまって「新中間知識層」化し、情報や文化の大量消費者となっている。

今日の文化は、こうした無形の伝統と有形の伝承や教育に強く支えられながら、一方ではこのような文化の消費者としての豊かな「新中間層」によって、他方では文化の産業化、市場化を推進する「文化イノベーター」や文化生産者としての企業によって、その重要な部分が支えられている。そして両者の欲求が会うところ、すなわち文化市場において、伝統的な良識、意識の規制を受けながら社会的選択（淘汰）をこうむり、改善され、また維持されているのである。文化の時代の到来は経済の時代の終焉を意味するものではなく、それはむしろ文化を内に含んで成熟したゆとりある経済の時代の別の名にほかならないのである。

3 市場システムと文化

それでは経済のメカニズムは、文化に対して何をなし得るであろうか。高度に成熟した市場社会においては、きわめて多くの文化生産物・文化サービスが「文化産業」によって生産・供給され、市場を通じて大量に、また多様なニーズに応じて供給される。このような時代は、かつて江戸文化の成熟期にそれに近いものが見られたのを除いて過去に例がなく、また文化水準の高い圧倒的多数の「中流」層を消費者としているという点では、今日の世界でも例がない。

文化の市場化は、文化の発展のためにどのように機能するのか。市場

化はしばしば指摘されるように文化の画一化、低俗化をもたらし、市場化し得ない文化を「淘汰」し、文化の衰退を招くものであろうか。そのような懸念を無視するわけにはいかないが、ここではむしろ、市場のメカニズムが十分な補正の下でならば、文化の成長に積極的な役割を果たすことのほうを重視したい。すなわち、よき伝統と勇気ある先導者を持つ限り、文化市場においては、競争や多様化の追求はときに文化の洗練をもたらし、利潤動機は新しい文化の市場化を促す。常識的な意味で粗悪なもの、低劣なものは、長い目でみれば確実に淘汰されていくのである。

比喩的にいえば、文化についても、生物の場合の自然選択に対応するような社会的選択のメカニズムがある程度までは働くことに注意したい。文化は社会、経済の選択の圧力に促されながら変化し、発展し、時には新しい文化「種」へと進化する過程を速められる。文化についてもこのような社会的選択のメカニズムが働いてよい。市場システムは、文化に対する社会的選択のメカニズムとして、今日の日本で圧倒的な比重を占めている。

また、市場は消費者の潜在的なニーズを探りながら、文化的突然変異とでもいふべきさまざまな有害、低俗、愚劣な新商品を生み出す。これに対しては、場合により市場外から必要な規制が行われることもあるが、しかしこの混乱、頽廃と見られるものの中に文化的イノベーションの活力がひそんでいるという点も見落してはならない。「特に許可されたもの以外はすべて禁止されている」式の全体主義社会では、新しい文化の芽は摘みとられ、退屈な官製文化だけが支配するに至る。本来計画経済はすぐれた文化の生産にもっとも適しないものである。われわれは文化市場を廃して文化の統制や計画的生産を導入する必要を認めない。

4 市場の限界と政府の役割

それでは文化の問題は市場システムにまかせておくだけでよいであろうか。これまで述べたように、現在、市場機能を通じて、多様で質の高い文化が、豊かに生み出される可能性を見たことは歓迎すべきであるが、他方、市場はそこで需要を見つけれない文化や、コストのかかりすぎる文化を供給しない。そのため、将来の文化の創造や歴史の流れをこえて人類が後世に伝承すべき価値ある遺産の保持をこれにまかせて放置しておくことには限界があるといえよう。

原理的に考えても市場機能を通ずる文化の生産は、国民の短期的ニーズによって左右されるものであり、人類の歴史的、長期的なニーズに応えることは容易ではない。例えば、基礎的な学問研究やその成果に基づく専門的教育、或いは当面は少数者にしか支えられない伝統的・前衛的な文化活動を育成していくためには、市場の限界の外側に何等かの公的環境を準備し、あるいは市場機能を補完する公的手段を用意することが必要であるのは自明であろう。また、現に、大衆社会が平和で秩序ある社会を形成している事実は、評価すべきであるが、反面、誇りを持って自己を他の犠牲に供したり、自己の信念に献身するような習慣は、市場機能からは必ずしも生まれてこない。孤独に耐え、時流を疑い、無償の努力を尊ぶ精神は、需要と供給の関係から養われるとは考え難いが、こうした観念こそ文化の最も本質的な一側面であることは疑いを容れない。さらに何時の世にあっても広義の教育即ち親から子へ、教師から生徒へ社会の価値範例を受け渡す努力がなされなければならないが、市場機能はこのような伝承が別途の経路で行われることを前提としている。現在

「新中間層」が依拠している美的、倫理的な価値感は何れも、物質的な豊かさや、高級の基準にしても、今日の市場機能が作り出したものではない。それは、かつての貴族社会、ブルジョア社会が作り出した範例を模倣し、それを複製化して市場機能にのせたものにすぎず、いわば過去の文化的伝統の喰いつぶしが行われているとみることもできる。従って、将来の新しい文化伝統の創造、新しい豊かさや高級の観念の創出を進めるためには、今日の経済活動になじまない文化活動を少なくとも圧殺せず、さらには積極的に発展させる環境を整備しなければならない。高度成長と市場における効率性重視の観念が、経済的価値万能の風潮を呼び、文化的価値の相対的軽視を招いた弊も、指摘しなければならない。

既に述べたように「新中間層」は高等教育の大衆化により、教育の平均水準の上昇と相まって、質的に高い大量消費者となったのであるが、まさに、この高等教育の大衆化は、公的な資金と人材の注入の成果であることはいうをまたない。むしろ、今後の大衆社会の活力を高め市場機能の健全な発展を促すためにも逆にいま、経済的な論理にとらわれない文化の分野における諸施策の充実に一層の力が注がなければならない。

最後に再び経済全体のあり方に戻れば、文化は活力とゆとりのある社会において発展する。活力とゆとりある社会は活力とゆとりある経済を前提とする。今後日本は低成長に移行することを余儀なくされても、他の諸国に比べれば相対的に高い成長を維持するであろう。人々が多様なライフスタイルを設計し、精神的なゆとりを保持しながら生活を愉しみ生産にいそしんでいける活力にあふれ、ゆとりにみちた経済を将来にわたって構築していくことが求められる。

第2節 行政と文化のかかわり

1 文化とパトロネージ

もとより文化の創造母体は国民であり、国民の自由な創意と自然なエネルギーなくして文化の発展は望み得ない。しかし、前節でも触れたように、だからといって中央政府を含む公的機関がこれについて無為無策でよいということにはならない。

古今東西の文化の歴史をひもといてみても、絵画、演劇、音楽など公的機関の庇護を受けて発展してきた文化活動は多い。ルネッサンス期の文化遺産として、時代の流行を超えて現代に生き残ったものも、その当時強力な公的、半公的（教会、大貴族など）な援助を受けて育成されたものである。わが国の、大和朝廷、平安時代、安土桃山時代、江戸時代の各々を代表し、今日に遺産を残す文化についても同様である。明治時代における知識・技術教育の発展はいうに及ばず、美術学校・音楽学校の設置、帝展の開催など狭義の文化活動の中でも、政府が関与して成功した例は少なくない。

文化と人為との関係については、いうなれば、文化は畑の作物と同じだといえよう。畑の作物は本質的には自然が作るものであるが、放っておけば雑草が生えて栄養の不足によって成育しなくなるものであり、こ

こに人為の介入が必要となる。文化についても、政治や行政になじまないとして無作為であることは、あたかも農作業の否定にも似た暴挙であり、むしろ、文化を殺す無意識の作為だといってもよい。

2 行政の役割

だとすれば、政府は文化にどのような形で関与すべきかが問題になるが、この点については、特に時代に即した配慮が必要であろう。

支配者がパトロンとなって文化を保護した時代においては、時に支配者の恣意が文化の創造の原動力となったこともあった。しかし、今日の民主主義の時代にあっては、文化創造の主役は民間であり、それがまた文化そのものの本質にも適っていると考えられる。いまや民間には文化創造のエネルギーがあふれている。政府の役割は、それを側面から支える副次的なものということになる。

その場合果たすべき役割とは、一言でいえば文化の創造に対する物心両面にわたる援助、すなわち制度と精神の両面における援助である。具体的にいえば、まず第一に、目に見える形で文化のさまざまな基盤を整備する役割である。山から海に向う川の流れがよどみなく流れるよう、途中にある落石・障害物などを取り去ることである。そのためには、法律・組織・制度面の見直しをおそれず、その再整備を含めて、行政全般にわたり暖かい配慮を行うことが求められる。

第二に、民間の文化活動に対し積極的な励ましと刺激を与えるとともに、広く教育や一般的な行政上の配慮を通じて、文化活動を活性化に導

くような国民的気風を養うことも、政府の役割のひとつであろう。

第三に、民間の文化活動は現実の市場の論理に左右されがちであるが、市場にまかせておけば将来の成長が期待し得ないもの、あるいは死滅してしまうおそれがあるものに対して、保護の手を差しのべることである。もっともこの点については、市場を通じて生き残れない文化、例えば「伝統芸能」のことごとくを政府の援助によって保存することは、費用の面からみても不可能であろう。文化活動の発展は、基本的には各々の自助の努力によるべきであり、援助の方向もまた、それらが自助の努力を第一としながら生き残っていける道を開くことに向けられるべきである。一例をあげれば、政府の助成は団体や個人の存在そのものに画一的・固定的に与えられるべきものでなく、その団体や個人の個別の活動の企画と成果に対して与えられるべきである。更に、各地方に伝統的に残されている文化の保存についても、民間の自発的なパトロネージに多くを期待せざるを得ず、政府の役割の基本は、それを積極的に誘導するための施策を講ずることである。

第四に、民間ではなかなか手がけることができない大規模な文化施設や文化活動、文化サービスを自ら手がけることも必要である。また、教育課程についての文化的配慮、国民的な文化的祭典の開催、国際的な交流など、マクロ的な視点からの活動や、長期の将来を見通して実行すべき措置も、民間だけでは期待し得ないであろう。

3 教育偏重の文化政策

ところでわが国では、室町・桃山時代には、芸能や美術を含む多面的な文化が公的な支持を得て発展した。しかしながら、江戸幕府が学校教育と教訓的な読書の奨励に過度に重点を置き、その他の文化活動に対する公的な支持を絶ち、文化を政治から無縁の世界へと追放したことからわが国文化の発展は偏頗なものとなった。その後も、明治以降の近代化は、この歪みを補正するどころかむしろ拡大する方向へ働き、学校教育とその他の文化活動の格差は大きくなるばかりであった。国策としても、又民間の通念としても、知識を得させる意味での教育は近代化の一環として重視されたが、その他の文化は不急不要のものとして後回しにされてきたのである。にもかかわらず、わが国の文化の土壌は全体として枯れることなく、戦争や戦後の荒廃を越えて生きのびてきた。このような文化の土壌を見殺しにしないためにも、社会の経済的基盤が強化された今日、文化の振興に対する政府による飛躍的な取組みが切望されているのである。

4 行政の平等主義と文化

政府の文化に対する関与を考慮するに当たってひとつ忘れてならないことは、文化にとって画一主義、悪しき平等主義がなじみにくい要素であるという点である。すぐれた文化活動は時流に対しては少数派として存在するが、行政が本質的に平等と画一性の上に立って行われることか

ら、そのようなすぐれた文化が必ずしも正当な取扱いを受けないケースが出てくる。これは、平等性をめざす行政が、必ずしも画一性になじまない文化にどう関与すべきかという、極めて困難な問題である。絵花的バラマキ行政に堕しては、真の文化育成には寄与し得ないが、と同時にあまりに選択的になりすぎると恣意に走って国民全体の利益を損なうおそれがある。特に文化の場合は、理論的価値判断を下すことがむずかしく、その選択に当たっては、多年の経験と社会的潮流への敏感な感覚が要求されるという困難さがある。結局心に留めておくべきは、その時点の少数派の趣味が時流の大勢に押しつぶされないことであって、そのために必要な最低限の保障を行うことであろう。そのためには、多元的な民間の援助を誘導、奨励することはもちろん、政府の援助の決定についても、公平な民間専門家、有識者の判断を求める制度的配慮が望ましい。

第3節 教育と文化

1 教育と文化

わが国は徳川時代から、同時代の他の国と比べても初等教育の普及は著しく、識字率も相対的にかなり高かった。「教育熱心」は、わが国の社会の伝統的風土の一部であったともいえる。明治以降、近代化に熱心な政府は、教育に大いに力を注ぎ、明治末年までに初等義務教育の普及率は、ほとんど100%に達した。

敗戦後の荒廃の中でも、義務教育年限が延長されるなど、教育には、乏しい資源の中からかなりの部分がさかれた。その後経済の高度成長にともなって、教育施設の充実、高等教育機関の増設が行われ、国民の教育に対する熱意と相まって、いまや高等学校はほとんど義務教育化し、大学レベルへの進学率においても、世界最高の国の一つになっている。現実に義務教育における1クラスの生徒数がアメリカに比べてかなり上回っているなど、改善すべき余地はいろいろあるとはいえ、実質的にも極めて充実しているといつてよい。

このような広汎な教育の普及は、わが国の文化の水準を高めるための基本的な前提を与えている。高度の文化を享受するためには、一定の教育を受けることが必要であることはいうまでもない。このことは、文盲

率の高い多くの国において、広汎な民衆が一切の文字文化から閉め出されていることを考えても明らかである。また、いろいろな知的教育、情的教育を通じて、自国及び他国の歴史、自然、文化を知り、また、芸術的作品に接することにより、或いは外国の言語に通じることによって、多種多様な文化に対する理解力と感受性を養うことができることはいうまでもない。また教育は、学術、芸術の各面を通じて、文化を推進し、また普及するような「文化の担い手」を生み出してきた。わが国の教育が、国民の文化水準の向上に大きく貢献してきたことはいうまでもない。

しかしながら、文化の観点から見ると、わが国の現在の教育のあり方にはいろいろな問題があることは否定できない。それには二つの側面がある。一つは、わが国の伝統的な教育思想において、禁欲的な儒教思想の影響が強く、教育の目的が各人の多様な能力を開花させることよりも厳格な倫理基準をつめこみ、また実利的な知識を身につけることにおかれたために、情操に関連した文化は軽視され、場合によっては「反教育的」なものともみなされたことである。第二は、明治以来政府の政策の目標が、もっぱら「富国強兵」、「殖産興業」による国の近代化におかれたために、西欧の有用な科学技術を身につけた「忠実な臣民」を作り出すことが教育の目的とされたことである。したがって、直接国家の目的に有用でないと思われるような文化面は軽視され、また、すぐれた文化を生み出すための前提である、自由な批判精神は抑圧されがちであった。また、外国文化の輸入においても、直ちに応用できるような科学、技術、法制などの外形的な制度の導入が主眼とされ、それらを生み出した基盤である無形の思想や文化にはあまり注意されなかった。

戦後になって、教育における国家主義的傾向は除かれたが、敗戦直後

の経済復興とその後の経済成長の中で、教育における功利主義的傾向は依然として残っており、教育の目的は主として「有用な知識、技術の習得」におかれていて、教育の中で広い意味の文化はあまり重視されていないといわざるを得ない。また国民の側にも、明治以来の「立身出世」主義的思考とともに、戦後の経済中心、実益重視の風潮の中で、教育を功利主義的に考える傾向が強く、教育の中の文化的要素に対する要求はあまり強くないのが実情である。

したがって現実的には、わが国における教育の風土の中では、国民の文化的感受性を高める上で好ましくない面も残っているといわざるを得ない。特に最近のいわゆる受験競争の過熱は、教育をますますせまい意味の実利主義的な方向にゆがめ、また、生徒の間の過度の競争を刺激して、教育の場の雰囲気をもますます非文化的なものとしている。

教育の現状は、それ自体として論ずべき多くの問題を含んでいるが、文化の観点からしても是正されなければならない面がある。生徒が功利的な目的を越えた文化の価値を知り、優れた文化に対する理解力と鑑賞力を持つとともに、文化と文化を生み出した人々に対する尊敬の念を持ち、更にまた自ら実益を離れて文化のために献身する意欲を持つようにすることが、教育の重要な目的の一つと考えられなければならない。

そのためには、全体としてバランスのとれた教育内容の整備、「つめこみ教育」の排除、受験競争の沈静化ための方策の実施などが行われなければならない。また、教育の場における実利主義的価値観の支配を排して、より文化的な雰囲気を高めることが必要である。またそのためには教師の文化性を高めることも重要である。

2 学術と文化

学術が芸術とともに文化の重要な一部であることはいうまでもないがわが国ではとかく学術は「科学技術」と等置され、「科学技術」は更に「経済発展」のための手段と考えられがちであった。「基礎研究の充実」が叫ばれる場合にも、それが結局長期的な技術開発に、更には経済発展に通ずるものであるという考え方が強い。そのために学術そのものを他の目的から離れて、それ自体一つの文化的資産として尊重しようという考え方は強くない。

わが国の教育における明治以来の実利主義的傾向については、既に述べたが、同じことは大学を中心とする学術研究体制についてもいうことができる。大学の中でも、法医工農経のような何らかの形で社会的目的に直接結びつく学部が早く作られ、また、その後も発展しているのに対して、基礎的或いは抽象的な学問を中心とする学部は相対的に小規模のままにとどまったり、或いは教育、研究条件において不利な立場におかれたりしている。人文科学（人文学Humanitiesをわざわざ人文科学と呼ぶことも科学偏重を表わしてはいないだろうか。）に対する自然科学、特に応用と結びついた分野の重視も、学術における実利主義の一つの現われである。

しかしながら、本来学問というものは実利的な目的とともに、純粋な知的関心に応えるために発達してきたものであって、近代の自然科学といえどもその例外ではない。それは応用目的から離れて自然の秘密を知ろうという、知的好奇心からも生まれてきたものである。科学の進歩の原動力の一つが、このような純粋な知的関心から生まれたものであるこ

とを重視しなければならない。

わが国の学術研究は、世界的にも一応の水準に達しながら、なお真に独創的な方向を打ち出す点で欠けているといわざるを得ない。それは学術研究における実利主義の偏重、せまい意味の効率主義とそれと結びついた過度の専門分化、学術発展の前提となる広い文化的基盤に対する理解の不足などによるところが大きいといわねばならない。したがってわが国の学術研究の雰囲気をもより文化的にすることは、わが国が真に誇るに足る独創的研究成果を生み出す上でも必要である。

もう一つ注意すべきことは、わが国の高等教育機関における学術と芸術の分離である。アメリカの多くの大学が、純粋の学術と芸術を研究するためのfaculty of arts and scienceを設け、医、工、法、経営などの「実益的」分野で、それぞれschoolとしてその外においているのとは違い、わが国では明治以来芸術は、大学の中にはおかれていなかったし、現在でも芸術関係の大学は「学術」を研究する大学とはほとんど別になっている、このことはわが国の高等教育政策における芸術軽視、ひいては文化軽視の現われと見ることもできよう。しかしこのことは学術と芸術の双方にとって不幸なことであるといわなければならない。それは、学術研究の場の雰囲気を非文化的なものとする。（戦後作られた多くの大学の建物の殺風景なことを思い起こそう。）と同時に、芸術の側でも、とかく反知性的な傾向を強めることとなるからである。

わが国の科学研究予算は、まだ十分とはいえないが、総額としては既にかかなりの額に達しているといってもよい。しかしながら学術政策全体としては、なお考えるべき余地があるといわなければならない。とくに「基礎研究」と「応用研究」、「humanities」と「science」、「自然科

学」と「社会科学」との間にバランスのとれた発展を図るとともに、これらの研究がすべて全体としての文化の不可分の一部であるとの認識に立つと、その間の有機的な関連を強めるように図ることが大切である。そのために、予算配分のあり方などでも再検討の余地があろう。特にアメリカから輸入されたプロジェクト方式による研究費の配分には、就中基礎的抽象的研究分野に関しては、問題があることを指摘しておきたい。

また学術と芸術をともに文化という観点から統一的にとらえた上で、その育成を考えなければならない。一方を重視することが即他方を軽視することではならない。

なお国際的学術交流はますます盛んになりつつあるが、これを国際的文化交流の重要な一環として認識し、またそういう観点から助長することが必要である。

3 文化の担い手の養成

いろいろな分野の文化活動に従事し、文化を創造する役割を担うような人材を養成することも、教育の重要な役割の一つである。しかしこの点でも、社会の功利主義的風潮がいろいろな歪みを生じさせていることは否定できない。

明治以来、教育の目的の第一は、「国家有為の人材」の養成におかれていた。そのために文化の担い手の養成は二の次とされる傾向があった。学者や芸術家は経済的にも恵まれないのが当然という考え方が一般的であった。

最近、文化の尊重が叫ばれているにもかかわらず、文化の担い手の養成についての考慮は不十分であるといわざるを得ない。戦後のわが国においては、人材の配置、人的能力とエネルギーの配分という観点からすれば、圧倒的な部分が経済に向けられ、次いで政治であり、文化に向けられた部分は、例えばイギリスなどと比べて少なかったといわなければならない。とくに文化の中でも、市場性のある部分は比較的恵まれていたが、市場性のない文化、あるいは純粹の学問分野は、著しく不利な状況におかれていた。

このことは必ずしも文化政策の責に帰せられるものではなく、国民の側にも経済的利益を第一とし、利害を度外視して文化のために献身しようとする態度が欠けていたことも指摘されなければならない。しかし現実において、文化の次代の担い手の養成については、学術、芸術の全ての分野を通じて、寒心すべき状態であることは事実である。

もちろん、真の文化的創造を行うような人材は、経済的刺激などによって容易に養成できるものではなく、また真の天才はいろいろな意味の逆境にあっても、その天分を発揮するものである。しかし文化の水準を高めるためには天才的才能とともに、多くの人々の熱意と献心とが必要とされるものであり、そのために文化と文化の担い手を尊重する社会的雰囲気を作り出され、優れた文化の創造が相応に報われるようになっていなければならない。

当面文化の担い手たるのが、他の職業に比べて著しく不利とならないような政策をとる必要がある。文化そのものについて市場の論理もある程度利用することが望ましいとしても、文化の担い手の養成について市場の論理を適用することは、一般に好ましくない。具体的には文化の

担い手の教育養成機関に対する財政的支援、文化に携わる若い人々に対する援助などの手段がとられなければならない。基礎的学術及び芸術を一生の仕事としようとしている人達に対する奨学金は、もっと拡大する必要がある。

また優れた創造を行った人、とくに市場性のない文化的創造を行った人に対する経済的待遇を高める必要がある。

しかしながら文化の担い手の待遇改善について注意すべきことは、一律平等主義を避けなければならないという点である。それは文化的創造性をかえって圧殺する可能性がある。しかし同時に文化における能力主義も、能力の評価という点で難しい問題を含んでいることは否定できない。理想的な制度を作ることは難しいが、現状ではよりよい待遇と、より能力主義的、実績主義的な方向への努力がなされなければならない。

4 生涯教育と文化

最近、余暇時間の増加、寿命の延長とともに、いわゆる生涯教育に対する要求が高まりつつある。これは国民の文化に対する関心を強め、文化水準を高めるためのよい機会を提供しているといつてよい。生涯教育あるいは成人教育は、制度的な学校教育よりも、より一層文化と密接な関連をもつものとなる可能性が開かれている。

しかしながら、生涯教育を真に文化的な価値あるものにするためには注意すべき点もある。一つはそれがせまい実用的「ノウハウ」を教えるものにならないようにすることである。職業上、あるいは生活上の実用的知識の教授も有益ではあるが、生涯教育は、より高い文化的観点から

考えるべきである。とくに、本来企業の負担で行うべき職業的知識の学習を、生涯教育の名の下に、公的負担で行うようなことは避けなければならない。第二は、「文化」の概念をあまり狭く解釈して、伝統芸能的文芸のみに限ったりしないことである。広く学術や芸術の各分野を含んだ広い視野の下に、生涯教育が構想されなければならない。

第4節 地域と文化

1 地域社会の伝統

日本の地域社会は、律令制下で行政組織が整った後に、とくに平安後期以降、地方政府が中央政府の機能を代行する形で、一貫して地域開発が進められてきた。これは、世界的にみても、際立った特色である。

地方の人々にも教化意識があり、都から教養人、宗教家達を招いて、情報を吸収し、自立的教化、中央への追いつき志向が強かった。

とくに、江戸時代には、外様大名が小王国を形づくるなど、地方の自主性がとりわけ強まり、安定したものとなった。

2 江戸時代の文化政策

江戸時代の文化政策は、武家と民衆とを峻別し、武家文化には厳しい義務と節制を求めたが、民衆文化には原則として不干渉で、時に行き過ぎを規制するにとどめるというものであった。

そこにおいては、文化の担い手として、武家は、学問、お能、碁、お城将棋などを、民衆は、戯作、歌舞伎、文楽、俳句、川柳などを、とい

う区分ができた。江戸中期からは、町人学者も輩出したが、寛政異学の禁にみるように、学問は武家による独占が原則であった。また、農本主義の下で、楽しみを与え、金をもらう人々は卑しめられていた。

ヨーロッパの絶対王制下では、とくにその後期に入って、君主が劇場など上演のための空間、博物館、アカデミーなどを作り、その精神は近代市民社会に受け継がれることになったが、江戸幕府ではそのようなことは行われなかった。

3 地域の文化ニーズへの対応

高度経済成長の結果、経済的には、所得、生活水準など、全国的に均質化しているが、その中で、文化面での格差は大きいままに放置されてきた。現在、地域における文化ニーズは大きく、テレビの普及などによるいわゆる「複製文化」の隆盛は、「本物文化」、「生（なま）の文化」への欲求を高め、一流のものを呼びたい、文化センターを作りたい、という意識が極めて強くなっている。

各地域ごとの文化施設はかなり整備されてきており、このようなハードウェアは今後とも順次作られていくことが望ましいが、それを扱う人材の不足など、ソフトウェアの面には大きな問題が残されている。

このような事情は、演劇や音楽の分野ばかりでなく、タウン・デザインからパンフレットに至るまで、同様である。

地域における企画、推進に当たる人材養成は緊要の問題となってお

り、このために中央から人を派遣してガイダンスを行うことも必要である。

地域における行政システムも、中央と同じく、経済とインフラストラクチャーの中にとどまっており、美的、情緒的生活の受け入れ体制が弱体である。近年、地域における文化ニーズの高まりの中で自治体の首長（知事・市町村長）にも文化に対する理解と認識が深まってきており、いろいろな配慮が行われていることは喜ばしいが、いま一步のところでは折角の努力が一流のものをつくり上げるまでに至っていないことは、極めて残念である。文化投資に当たっては、ハードとソフトの両面にわたって配慮し、質的な効率化を図らなければならず、そのための手引きや基準を作る必要がある。

また、わかりやすく、魅力的な情報供給サービス、広報は、大衆民主主義社会では極めて重要である。レイアウト、デザインなど、広報のテクノロジー開発を進める必要がある。

このため、国立広報センターを設け、広報テクノロジーの開発、準則の作成、地域社会へのノウハウの提供などを行うことを提案したい。総合開発研究機構（NIRA）にデザイン部門を設けることも、一案であろう。

なお、地域と文化の問題のより詳細については、「田園都市構想研究グループ」の報告書で述べられており、基本的には賛成であるので、それに譲ることとしたい。

第5節 国際社会と文化

1 文化の移動

文化は、交流することによってこそ生きる。一国の文化が生々発展しているとき、そこにはきまって異国文化との接触・交流の姿がある。

古代から近代までの東西の歴史に照らして、また奈良朝から安土桃山や明治大正また戦後の日本の歴史に照らしてみても、上のようにいい切ってよいであろう。各時代、各地域でのこの文化交流の事例は、ここに枚挙するまでもない。大きく見れば、人類の歴史は地球上の諸地域間の文化・文明の交流とそれによる影響力の交代の歴史であった、とさえいってよいのであろう。

「文化」を芸術や宗教など人間精神の高度の所産としてとらえるか、より広く深い衣食住の段階でとらえるかによって、この文化の移動と影響には、時代・地域ごとの遅速深淺の差異が見られる。また、その移動や交流には軍事・宗教・経済上の拡張の要求から単なる冒険心や知的的好奇心に至るまで、さまざまな動機や契機があったのも、いうまでもない。しかし、その動機や契機自体がまたすでに文化交流の所産である場合も多かったのである。

文化の移動の流れは、古代には長い歳月をかけてゆるやかに動いた。

近現代に下るとともに加速度的にすみやかに波及するようになり、それだけに摩擦を惹き起すことも多くなった。まるい地球の上を、文化は東から西へ、概ねは水準の高い地域から低い方へと、海をも山をも砂漠をも越えて移動した — と思うと、やがて西から東へと逆流し、南にも北にもまた伝播した。そして、その渡って行った土地で衝突や摩擦や変容を経ては、新たな活力を得て、次の発展への準備をしたのである。

今日、「国際化時代」と呼ばれる世界の事象も、この地球上の長い長い文化交流の歴史と末端に、20世紀後半のスピードと密度とをもって生じてきている。文化的相互干渉の現象にはほかならない。

2 文化の交流と発展

上記のことは、いわば「文化は交流する」という「自動詞」の態で文化交流現象を見たにすぎない。今日の日本で、さらに積極的に「他動詞」の態で「文化を交流させる」ことを説かなければならないのは、なぜか。

それは第一に、上の「自動詞」表現に要約される歴史をふまえて、交流してこそ文化は生々発展するとの認識が、いまのわれわれにはあるからである。異質の文化と接触・交流し、相手をいささか変化させながらこちらも対応のために微小ないし多大の自己調整を強いられる。その自己調整が、自分の文化に新たな次元での奥行きや深さや幅の広さを与える。それはつまり、自国の文化に一層の多様さと強靭さを賦与することである。

この現象は、これまでの日本史上にもたびたび生じたことでありなが

ら、この島国の国民には、その意味についての自覚が比較的浅かった。日本文化の、この列島の中だけで自給自足してきたのではなく、古代以来意外なほどに多く、深く海外文化と接触・交流することによって、生命を養ってきたものである。しかしこのことの歴史的認識さへ、実は近年になってようやく日本人一般のものとなったのである。

例えばヨーロッパ諸国民にとっては、この「文化のための文化交流」はその歴史からいって自明のことであろう。しかし、近代に至るまで島国的な孤立意識の強かった日本国民には、日本文化の活力をさらに高め振幅豊かなものにするためにもこの能動的な文化交流が必要なことを自ら繰り返し説かなければならないのである。

3 相互依存の時代

「他動詞」の態での積極的な文化交流の促進が必要な第二の理由は、これもあらためていうまでもないことながら、政治的・経済的国際関係の緊密化と全地球をおおう航空路や電波網などコミュニケーション手段の長足の進歩によって、諸国間の相互依存の関係がいよいよ深まっていることにある。

今日世界屈指の経済大国となった日本も、この複雑で敏感な国際的相互依存の網の上に浮かぶ一国にはほかならない。それは最近の十年、世界各地から政治上、経済上のさまざまなショックが襲ってくるたびに、痛切に実感してきたことである。天然資源に乏しい高度工業国家日本、軍事的防衛力は最少限に自己規制しつつアジアの一隅で国際政治の変動にさら

されている日本——この国が現世界の相互依存関係に特に敏感であり、またそうあらねばならないのは当然である。

日本の存立と今後の発展に重大な意味をもつこの多方向の相互依存関係を平和のうちに安定的に持続させるためには、その関係のすべての網の目をたどっての文化交流、つまりより広く深く相手を知り、より深く広くおのれを知らせることが重要である。経済上の利害関係の強まりも政治的協調の深まりも、日本と諸外国との絆を太くすることではあろう。しかしそれも、さまざまな次元での文化交流による相互の認識と信頼によってあざなわれるのでなければ、安定した相互関係にはならないであろう。

4 文化交流への責務

それにもかかわらず日本は、今日の経済大国にのしあがりながら、この重大な文化における国際交流について、当然なすべきことを十分になさないうでできてしまったのではないか。文化交流への積極的な努力の不足ないしは手遅れが、欧米にまたアジア各地に経済摩擦をひき起し、日本への不信と誤解をつのらせてきたのではなかったか。

これはすでに近年、多くの内外の識者によって指摘され、日本人も自らかなり切実に感得するに至ったことである。いま「文化の時代」が語られ、「国際交流」が力説されるのも、その反省の一つの表われである。

たしかに、つい最近までの日本人は商売相手の国々の座敷にろくな扱

たしかに、つい最近までの日本人は不可解な、あるいは「攻撃的」な国民と、世界の人々の眼には映じてきたと評される。そこにはおそらく、とくに欧米諸国では、彼らの側からする伝統的な自己中心主義による偏見も働いていたであろう。日本に対する相手側の依然たる研究不足やその怠慢も責められてよい。しかしやはり日本側にこそ、相手国の文化について、そのような偏見や無知の分厚い存在まで含めて理解不足があったことを反省しなければならない。

今後、わが国にとって、もはや単なる輸入型でも輸出型でもない新しい相互理解のための外国研究、すなわち一地域文明について長期展望に立つ学際的な「地域研究」が、今後促進されなければならないのは明らかである。それと同時に留学生、研修生、技師、学校教師、オピニオン・リーダーなどの人物交流を含む、さまざまなレベルでの文化交流が、日本と直接の相互依存関係にある諸国との間で焦眉の急であることも当然である。

すでに世界にあまねく定評を得た日本の車も、カメラも、電気製品も、その他もろもろの製品も、日本人の智慧と技術と審美感覚から生みだされた卓抜な文化的所産である。そのことは、われわれ自身にはすでによくわかっている。しかし、そのことを日本人は英語でスペイン語でアラビア語で、それぞれの国の文法とエチケットに従って、世界に向けて説明しなければならない。さらに、それらの商品と経済活動の背後にある日本の文化と社会の構造、またその歴史をも、深く明快に、繰り返し説いていって、はじめてわが国は世界の人々の納得を得、彼らの間にわだかまるさまざまな疑惑や誤解を少しずつ解いていくこともできる。

それがいうは易くして行うは難い遠大な仕事であることは、いうま

でもない。しかし、世界の多くの国民がこの日本の文化と歴史の不思議と魅力に多大の関心を向けはじめ、日本人自身の口からの説明を求めはじめていることも、また事実である。日本人には、彼らの期待に積極的に応えていく義務と責任がある。

それは「焦眉の急」を要する仕事とはいっても、もちろん単なる経済摩擦への応急手当てのようなものであってはならない。威丈高な文化帝国主義であってならない。日本文化を説くことによって、かえって相手の国民への理解を深め、また逆照射によって自分自身の正体をも発見していくようなものでなければならない。そのような文化交流が、長い展望の下で活発に展開されていけば、それは国際的相互依存の関係の持続的な安定を、日本にも他の国々にももたらさずにはない。

日本文化はもはや日本人だけのものではなくなっている。このことを、この「文化の時代」にあって強く自覚すべきである。

第2章 今後の対応の方向—現行文化行政の見直し

前章で述べたように、文化の振興は、民間の自発性と活力を基礎として行われるべきものであるが、同時に、政府が果たす役割も重要である。以下に、政府として具体的に何をなすべきかについて考えてみたい。

1 制度面の改善

(1) 法制の整備

- (i) わが国は戦後の再出発に当たり、文化国家を標榜し、文化の振興によって国家の再建と発展を図るという姿勢を強く打ち出したにもかかわらず、以後今日に至るまで、そのことを国の基本的な政策目標の一つとして確立し、そのための法的基盤として文化の振興に関する基本法を制定することについては、その努力を怠ってきた。既にみたように政府・自治体を通じて文化に対する政策的取組みが従来他の政策分野に比べて遅れていたことは、こういったことにも一因があると思われる。教育には

教育基本法が、スポーツにはスポーツ振興法があって、それぞれの振興に役立っているように、文化の時代の到来を迎えた今こそ、文化の振興についても「文化振興法」のような根拠法を制定することが必要である。

(ii) また、現在、地方自治法の規定（第2条第3項第5号）は、地方自治体の事務として各種文化施設を設置・管理すべきことを挙げているが、これについては、単に施設を設けておわれりとするのではなく、それらの施設を活性化し、その効果的な利用を促進することによって、地域文化の振興により積極的に役立たせるべき旨を併せ規定することが必要である。

なお、このような法律の制定もしくは改正を行う場合、そこにどのような内容を盛り込むべきかについては、もとより慎重な検討が必要である。その趣旨はあくまでも、国民の自発性と自主性に基づく文化発展を支援する基盤を整備することであり、いやしくも政府が法律を通じ国民の文化をコントロールするような誤解を与えるものであってはならない。その点については特に慎重な配慮が必要である。

(2) 組織の整備

(i) わが国の場合、主として教育を担当する機関である文部省の組織の中に文化庁が置かれており、いわば教育行政の一環として文化行政が位置する形となっている。これは、明治以来のわが国の教育優先の文化政策の名残りといえよう。本来、教育は文化の中の一部として位置するものである。もとより教育の重要性を否定するものではないが、例えば文部省の予算をとって見ても、その中で文化庁予算が占める割合は僅かに1%にすぎない。教育関係と文化関係の予算のこのような顕著なアンバランスが、

が、今後は是正されなければならないことは、明らかである。

(ii) もうひとつ考えなければならないことは、中央の文化行政機関に対応する地方の文化行政機関が往々にして弱体であるという点である。

今日、地方において文化を担当する組織は教育委員会となっているが教育委員会の職務は、第一義的には教育であり、文化に関しては極めて限定された事項を扱うにとどまっている。このため、文化行政に熱意を抱く首長（知事・市町村長）と行政担当者を持つ場合を除いて、教育委員会が地方における文化行政の核であるという現状が必ずしも、地方文化行政の活性化を促がしていない。

今後の文化行政の推進に当たっては、中央政府における行政の一層の活発化と並んで、地方自治体における文化への取組み方を抜本的に改善する必要がある。そのためには、各自治体の首長部局の中にも、地域文化の向上を目的とする行政を行う組織づくりを目指すことが必要である。文化面における教育委員会の役割や、制約された財政的、人的状況にもかかわらず今日まで続けられた努力は評価すべきであるが、教育委員会の任務は本来教育を通じての文化の振興という点にあると考えられる。従って、高まりつつある文化ニーズを吸収し、広汎な地域文化の向上を目指すには、新しく首長の下に設置される組織が、教育委員会との協力により、地方文化向上のための行政を推進することが適当である。

(iii) 中央、地方を通じて文化振興に携わる有能な人材の養成が急務であるほか、行政に民間の文化人のアドバイスを取り入れる制度をつくることも有益であろう。文化行政においては、民間の柔軟な感覚や思考をできるだけ活用することを重視すべきである。現行の審議会方式を一步進め信頼できる文化人の委員会に裁量をゆだねてその自由な判断を尊重する

とか、かつてのフランスのマルロー文化相の例にみられるように、文化人を行政官に任命するようなことも、積極的に検討すべきである。現在、美術館、博物館など国や自治体の文化施設において、民間出身の指導者によって組織や運営が活性化した顕著な例が多いことに注目すべきである。今後設けられる同様の施設についても、このような方策を積極的に推進することが望ましい。

(iv) このように今後文化行政の飛躍的充実が望まれるが、政府自らが文化行政の細部にわたってすべて関与することは、政府の機構や事務の簡素化の精神に沿わないことでもあり、また、民間の活動に対する政府の直接の関与は、文化の場合、特に最小限度にとどめることが望ましい。

このことを考慮してこの際、昭和49年5月の中央教育審議会の答申にあるように文化振興の核として、政府と民間双方の出資による「文化振興会」のような組織を設置し、これに文化振興の具体的業務の実施を行わせることを検討すべきである。政府の出資に基づく安定的基盤と民間の活力を併せ備えたこの組織に自由な裁量権と強力なリーダーシップを与えることができれば、将来の文化振興のため、極めて有効に機能するであろう。この組織は、先に述べたような地方文化の振興を目的とする地方の組織とも効果的な連携プレーを果たすことができるであろう。

2 税制・予算面の拡充

(i) 文化の振興に民間の活力を活かすために、税制の問題を検討する必要がある。民間における文化・芸術団体に対する寄付金については、今日

極めて厳しい税制措置がとられているが、米国などの例を参考にしながら改善を図るべきである。文化の関係においても、教育関係に与えられていると同等の税制上の優遇措置がとられれば、文化活動に対する民間の寄付も増え、政府の援助に頼らない振興の方途が拡がることになる。民間の寄付行為は、政府の補助金よりも自由で選択的な配慮が働き、その意味で文化に対する援助・保護のあり方の本質に、よりなじむと考えられる。

税制の改正は、現在の困難な財政事情の下で、にわかに実現は期し難いと思われるが、財政再建が軌道に乗ったあかつきの問題として、検討を加えて行くべき重要な問題である。

(ii) 今日の国家予算に占める文化関係予算の割合は、先進諸国に比べて極めて低く、今後長期計画の下で大幅な増額を行っていかねばならない。例えば英国やフランスの約0.5%に対し、わが国は0.1%（文化庁予算）という低い水準におかれている。わが国としても、今後計画的に増額を行い、近い将来にはこれら諸国なみの0.5%程度までの引上げを図るべきである。

(iii) 文化は永遠の建設であると同時に永久の消費であるという側面を有しており、いかなる投資も充足を遂げることがない。文化関係予算については、その時々においては定まった枠の中での合理的かつ効果的な運営に留意する必要がある。

この場合、次の点に考慮を払うべきである。

第一に、総花主義的バラまき行政は、できる限り避けなければならない。よいものに対する重点的助成が必要な時期にきている。その関連で、政府の援助は基本的には個々のプロジェクトに対するものに徹する必要

があり、団体に対する補助金はこの際見直しを行い、固定的・画一的な助成は控えることにすべきである。

第二に、文化施設の設置に関しては、これまでの努力の積重ねによって、まだ完全とはいえないまでも次第に整備されつつある。しかしながら、設置（ハード面）に比べてその効果的な活用（ソフト面）への配慮は、中央・地方を通じ、まだ不十分である。どのようにすぐれた施設を設けても、その中で文化活動が停滞しては「仏作って魂入れず」になる。これからは、ソフト面における行政の充実こそより重視すべきである。

そのために必要なこととして、文化施設の設置、管理の費用だけでなく、その施設における文化事業の開催を援助し、促進するための経費を予算化するほか、文化活動の振興に携わる人材の養成と適切な配置、各種情報ネットワークの整備などに資金の重点配分を行うべきである。

(iv) わが国予算の単年度主義は、長い伝統に基づくそれなりの理由を持つものであるが、文化との関係でもその不合理さがつとに指摘されている。文化については往々にして5年、10年の中・長期的視野に立った対応が必要であり、単年度の発想では対処が不可能な面が多い。また、予算執行のあり方、具体的には補助金の交付などに文化という対象にふさわしい柔軟性が欠けるなどの問題が多い。これらを改善するために、少なくとも運用面において、できる限り柔軟かつ弾力的な細かい配慮工夫を行うべきである。

3 各省庁行政の文化的活性化

(i) 文化振興の強化のためには、単に制度面、資金面の改善だけでなく、関係する各省庁の文化に対する姿勢と取り組み方が、これまでになく真剣なものになることが強く望まれる。これまで基本的に経済を中心に動いてきたわが国の行政体制に、文化を重んずる姿勢や文化的な物の考え方が全般的に欠如していたことは、残念ながら事実である。そのような状況を改善するための方途としては、以下に述べるようなことが考えられよう。

(ii) まず、各省庁が、自らの業務として行っている各種の行政が想像以上に文化と深くかかわり合っていることを認識し、その遂行に当たっては、文化に関係する側面にも十分な配慮を払っていくことに視点を広げていく必要がある。

各省庁の行政で誰もが文化行政と認めるもの以外でも、例えば、法務省の出入国管理、運輸省の航空運賃、大蔵省の貨幣行政、厚生省の飲食業行政、厚生省、農林水産省や労働省の各種会館整備、通商産業省の度量衡行政、建設省の都市計画や建築規制、環境庁の自然保護行政など、各省庁の所管に属する行政の中で、文化と密接な関係を有しているものは多い。

(iii) 個々の公務員が、経済中心的な物の見方から人間の精神的な側面をも尊重する考え方へと、発想の転換を図っていく必要がある。

そのためには、基本的には国民全体が共有する社会的仕組みのこの方向への改善を図っていかなければならない。例えば週休二日制や長期休暇制の導入によって生活に時間的ゆとりを与えること、高校の教育課程

や大学入試方法の改善を通じ効率や合理性を万能視しない精神の育成を図ること、などが必要となってくるであろう。

公務員自体についていえば、各省庁の試験や研修制度において、文化を重視する各種の工夫を試みることも重要である。すなわち、公務員試験において論文や口頭試問を重視したり、歴史、哲学などの人文科学専攻者の採用数を増やしたり（このためには、現行の公務員試験の内容の改善も必要になる）、絵画、音楽、文学などの文化研修を頻繁に行うことも検討すべきである。また、留学の派遣や許可に際しては、直接の専門分野ばかりでなく広く文化の基礎的な分野についても勉学する機会を与えることも、重要である。

(iv) また、各省庁が現在行っている文化行政には、いくつかの省庁が同じ分野の問題を重複して担当しているケースがしばしば見られる。各省庁がそれぞれよい意味の競争心を燃やして多様な行政を展開すること自体は、特に文化の振興においては決してわるいことではなく、効果を挙げている場合も多いであろう。しかしながら明らかに混乱や無駄を招いている事例もあり、これについては少なくとも窓口の一本化や相互の有機的な協力と調整の努力が行われることが望まれる。

また、長期的・総合的観点からわが国の文化振興戦略を策定する機関が存在していないことも問題である。従って、各省庁の横断的な協力の下に、文化面の施策を総合的に調整し、かつ、文化振興戦略の中核機関として機能するような体制づくりを長期的に検討することが望ましい。

(v) 週休二日制や長期休暇制の推進によって生活に余暇がもたらされれば、人々の関心は自ずと文化に向かい、文化活動もさかんになり、文化的な欲求の充足も進むと期待される。政府としては、このような文化の土壌を

はぐくむ枠組となる諸制度についても、改善に努力すべきである。

(vi) 最後に、放送事業においては、過度に視聴率に拘泥するあまりその番組内容が時流に迎合して単調化する傾向が見られるので、その多様化のための一層の努力が望まれる。放送事業者は政府機関ではないが、電波規制により独占的地位を許容されており、公共的な性格を持っていることから、ここで特に付記したい。

4 民間の活動に対する顕彰

(i) 民間の活力を生かし、民間の資金を更に一層政府の施設や事業に取り入れる努力も必要である。その場合、資金を寄付する個人や団体の名を顕彰的な意味で長くとどめる措置も必要であろう。これは、欧米ではしばしば行われることである。わが国でも、例えば国際交流基金など公的機関の中に寄付者の名を冠した「○○基金」という財源を設けたり、公立美術館の中に「○○コーナー」という一画を設けたりしてもよいと思われる。

(ii) 文化振興の一つの方法として、顕彰の制度をより一層積極的に活用することも考えたい。文化関係では現在文化勲章や文化功労者の制度があり、また一般の叙勲制度も活用されてはいる。しかしながら、文化のために尽力する人々は、国民各層の中に非常に多く存在している。従って、もっと広い範囲でそれらの人々の功績を顕彰し、長く労多し努力に報いるための新しい顕彰制度を設ければ、文化の振興に役立つこと必至であろう。その場合、顕彰の対象者は、文化を創造する人々だけでなく、か

かる創造を種々の形で支援する人々をも対象に含めるべきである。外国人を除外すべきでないことはもちろんである。

5 地方における文化の振興

- (i) 地方における文化振興について、既に取り上げた行政体制以外の問題について述べるが、まず、昭和54年4月の中央教育審議会の小委員会報告にもあるように、既存の行政区画や経済活動圏、通勤通学圏にとらわれない住民の多様な文化活動の展開の場としての文化活動圏を基礎にした諸施策が推進される必要がある。
- (ii) 地方の首長（知事・市町村長）が文化行政の重要性をよく認識することが重要であろう。地方の首長は、自治体の予算や教育委員会の人事、財政を左右する力を有しており、首長の姿勢や政策が、文化行政の充実と活発化に及ぼす影響は極めて大きい。その上で、文化行政をいわゆる「お役所仕事」に終らせないよう、その地方の文化人による諮問機関をつくり、首長に対するアドバイスや、行政のモニタリングなどを行わせることが有益であろう。
- (iii) 文化活動の場としてのホール、公民館、図書館などの公共施設については、画一的な運営、管理のために、効率的な利用や本来の趣旨を十分に生かした活用が阻害されている場合が少なくない。施設の建設と運営に当たっては、その本来の目的に立ち帰り、利用者の立場に十分注意した細かい配慮が必要である。

文化の時代に必要なものは、余暇すなわち時間的ゆとりと並んで、空間的ゆとりである。ゆとりを持った安全な居住・生活環境の整備、自然の緑と人工の美しさが調和したまちづくりのための諸施策が進められなければならない。この場合、公共施設がその地方の街並みや新しく建設される建物の質的水準に与える直接、間接の影響には大きいものがある。施設の建設に当たっては設計、デザインを十分に考慮し、その地域の建築物の文化的水準を先導する役割りを果たすよう、努めることが望まれる。

- (iv) 人口の少ない市町村において、文化需要を充たすためには、他の地域や中央の文化事業の巡回を促進することが必要である。そのためのコストについては、その市町村の負担のほか、県が助成するなどの方式がとられることが望ましい。

地域ぐるみで文化活動に取り組む私的な組織に対しても、国や自治体が組織づくりや資金の面で援助を行うことが、地方の文化振興にとって有益であろう。

施設の効率的利用を図り、住民の日常生活に根ざした文化活動の場を拡げ、その地域の文化コミュニティの形成をたすける見地から、学校施設を学校教育に差し支えない範囲内で開放することが、文化振興の上で極めて望ましい。

- (v) 近年各地の文化施設において内外のすぐれた絵画の購入など文化財の収集活動がさかんになっているが、これらの貴重な財産は、その地方のみが独占するのではなく広く各地の施設間で交流することが相互に極めて有益であり、そのための貸借を行う仕組みや交流のあっせんを行う体制の整備を図るべきである。なお、その地方の生んだ芸術家の作品をその地

方の施設が買い上げることは、郷土文化の発展と、個性ある施設づくりの二つの視点から望ましいことである。

(vi) 各地持回り方式で行われている国民体育大会が開催地のスポーツ振興施設の整備や他の地方の人々との交流に大きな役割を果たしていることに着目して、文化についてもこのような方式の文化・芸術祭を各地方で順次開催することを検討すべきである。

内容は、その地方の文化・芸術の披露を中心としながら、中央や他の地方からの招待参加に加え、海外からも適宜招待を行うことも考えたい。

6 国際文化交流

(i) 文化交流は、わが国と諸外国が相互に相手国の文化・社会の真の姿について理解と認識を深めることを目的とするものであるが、このような文化交流を今後増大させるに当たって、事業別（人物交流、日本語・日本研究、公演・展示など）、地域別（北米、中南米、アジア、欧州、中近東、アフリカなど）の優先順位について、常にこれを見直し、長期的な戦略を考える必要がある。そうした長期的構想の立案が急がれており、長い目で見てこのような構想の立案と総合的推進に当たる国家的中枢の存在が必要になっている。当面は、わが国の文化戦略の哲学と一貫した政策の確立のために、外務省情報文化局、文部省学術国際局、文化庁、総理府青少年対策本部、国際交流基金、日本学術振興会、ジェトロなど関係諸機関の間での密接な協議が焦眉の急である。また、最終的には、政府の最高レベルでの問題の認識と取組みが必要である。

(ii) 文化交流関係予算は徐々に拡大されつつあるとはいえ、その規模はまだ満足のいく状態とはいえない。

外務省、文部省、総理府など日本政府全体としての文化交流予算を合計しても昭和54年度494億円にすぎず、例えば文化交流と並んで重要視されつつある経済協力のODA（政府開発援助）予算と比べてその15分の1という状態である。

特に、わが国の文化交流の中心機関たる国際交流基金の事業予算を見ると、昭和54年度50億円にすぎず、欧米各国の類似機関である英国のブリティッシュ・カウンシルやフランスのアリانس・フランセーズの各々6分の1程度という低い水準にある。

もとより、政府の役割はあくまで民間の交流を支援し、補強するにとどまるものであり、政府レベルの交流の量的不足のみをもって論じることが早計であろうが、今後わが国が国際文化交流の拡充を図るために、予算の飛躍的増額が望まれる。

(iii) 文化交流には、直接にわが国の文化を外国に紹介する方法と、国際社会における日本人の活動を通じて間接的に日本の文化に世界の理解を求める方法、などがある。

わが国の経済的進出が世界の各地で顕著になっていることに伴い、わが国が文化的な自己紹介を行うことがいやおうなく期待される状況がある一方、アジアなどでは日本文化の一方的進出に対する警戒心も強いといわれている。日本としては、日本の文化に対する理解を求める一方で、同時に相手国の文化を日本に積極的に紹介することや、第三国間の国際交流にも力を貸すことにも積極的に努力し、世界的な国際交流に日本が寄与する姿を示さなければならない。

このためにも、文化広報センター、日本文化会館など文化交流機関の海外における拠点を拡充していくべきである。

交流の実施に当たり、従来は日本にもともと関心の強い日本研究者を主たる対象としてきたきらいがあったが、今後は、これまで日本とまったく関係のない人々、各方面の指導的人物、あるいは普通の市民たちなど広い範囲の人々をも対象にしていく必要がある。

- (iv) 文化交流を一過性のものにしてはならない。特に外国からの留学生その他招へいに応じて来日した人々については、帰国後においても物心両面の援助を十分に行うべきである。これらは日本と外国の交流のかけ橋として将来にわたって活躍することが期待される人々であり、日本からの情報をたえず供給するなど、これらの人々が長期にわたってわが国と関係を保つような措置を講ずることが望ましい。
- (v) 近年開発途上国との間の文化交流に当たって、「文化協力」と呼ぶ分野の重要性が増大している。それらの国々は、経済・社会開発と並んで自国の文化の発展と国民の文化活動の活発化を急いでいる。そのための自発的努力に対しわが国が援助の手を差し伸べるという、新しい形の「文化協力」が今日ますます要請されている。開発途上国が自らの手で固有の文化の活性化を遂げられるよう、各種の文化的インフラストラクチャーの整備、文化的専門家の養成などに対し、物的、技術的、人的、資金的援助を、今後とも拡充していく必要がある。
- (vi) 文化交流の推進に当たっては、その担い手の育成、確保が必要である。現在日本人で海外においてスポーツや日本語の指導に当たる専門家が人材難であるのは、その身分が保障されていないため帰国後の再就職など生活の基盤に不安があること、日本国内での社会的評価が必ずしも高く

ないことなどに起因している。このような専門家の育成、確保のために有資格の人材のプール制度や、例えば在外活動中の期間、国内企業内での地位を制度的に保全する措置や表彰制度などの確立が必要な時期にきている。

- (vii) また、経済の分野も含めて日本人が国際社会において十分活動し得るよう、更に将来の国際交流の要員を育てていくためにも、海外子女教育や帰国子女教育の充実を行うべきである。
- (viii) 各省庁や関係諸機関、団体の職員など文化交流に携わるスタッフの養成も重要な課題である。文化についての教養を持つことはもちろん、文化交流に関する長期的な構想立案の能力とすぐれた行政能力を備えたスタッフを養成するため、研修制度の充実など積極的な対応が必要である。また、業務の遂行に現地の人々を含む外国人スタッフの参加を積極的に考えたい。
- (ix) 国際交流を拓げるためには、わが国の社会や諸制度が国際的に開かれたものになっていくことも不可欠である。そのための一助として、わが国における外国語教育の改善、大学など高等教育機関への外国人教員の採用なども、更に積極的に推進すべきものとする。

また、国内各地域を世界に向かって開かれたものにするため、国際交流基金などの機関の支所を地方に数多く設置し、国際交流の必要性を広く啓蒙するとともに、民間や地方における自発的な交流や国が行う交流への協力を促進する役割を担わせることが望ましい。